

代 表 者	経理責任者
	

支 払 伝 票			経理番号
			/
会 派 名	志政加古川	年 度	平成28年度
項 目	調査研究費	金 額	330,890円
内 容	視察 さいたま市：チャレンジスクール推進事業について 狛江市：安心で安全なまちづくり基本条例について 八王子市：障害のある人もない人も共に安心して暮らせる 八王子づくり条例について 八千代市：公共施設マネジメントについて		
支 払 先		支払年月日	6月28日 平成28年7月4日 
備 考			

領収書又はこれに準ずる書類を添付すること（書類が多い場合は裏面に続く）

出張調査届

平成28年6月6日

市議会議長様

会派名 志政加古川

代表者 松本 裕一

このたび、調査のため下記により出張しますので報告します。

出張者氏名

木谷 万里

調査都市名及び調査内容

6月29日（水）狛江市 「安心で安全なまちづくり基本条例について」
八王子市 「障害のある人もない人も共に安心して暮らせる
八王子づくり条例について」
6月30日（木）八千代市 「公共施設マネジメントについて」

出張期間 平成28年6月28日（火）から平成28年6月30日（木）（3日間）

旅 費 内 訳	日 当 (単価 円 日分)	円	経 路	
	宿 泊 料 (単価 16,000円 2日分)	32,000円	別紙 日程表のとおり	
	鉄 道 賃 (9610+250)+(130+550) + (550+880) + (570+170+9610)	22,320円		
	急 行 料 金 (5,500+6,030)	11,530円		
	航 空 賃 ()	円		
	車 賃 (170+170+170+170)	680円		
	船 賃 ()	円		
	出席者負担金 ()	円		
	そ の 他 ()	円		
	合 計	66,530円		

※ 届出者が議員の場合は、代表者欄に記入のこと。

※ 6月28日は前泊。

志政加古川視察行程表

6月28日(火)～6月30日(木)

6月28日(火)

加古川駅 7:38⇒(JR)⇒7:48 西明石駅 7:59⇒(こだま 724号)⇒8:09 新神戸駅
8:16⇒(のぞみ 114号)⇒11:03 東京駅 11:19⇒(JR 上野東京ライン・小金井行)
⇒11:43 浦和駅⇒(徒歩)⇒浦和駅西口 11:50 (国際興業バス 桜区役所行)⇒11:
55 六間道路⇒(徒歩)⇒さいたま市役所 (昼食)

13:30～15:30 さいたま市 行政視察

「チャレンジスクール推進事業について」

さいたま市議会事務局 (TEL: 048-829-1747)

さいたま市役所⇒(徒歩)⇒六間道路 15:54 (国際興業バス 浦和駅西口行)⇒16:
04 浦和駅西口⇒(徒歩)⇒浦和駅 16:11⇒(JR 宇都宮線・小田原行)⇒16:18 赤羽
駅 16:26⇒(JR 埼京線・新宿行)⇒16:41 新宿駅

新宿区内 宿泊

6月29日(水)

新宿駅 8:51⇒(小田急小田原線急行・小田原行)⇒9:06 成城学園前駅 9:07⇒(小
田急小田原線・本厚木行)⇒9:10 狛江駅⇒(徒歩)⇒狛江市役所

9:30～11:00 狛江市 行政視察

「安心で安全なまちづくり基本条例について」

狛江市議会事務局 (TEL: 03-3430-1111)

狛江市役所⇒(徒歩)⇒狛江駅 11:24⇒(小田急小田原線・本厚木行)⇒11:28 登戸
駅 11:37⇒(JR 南武線・立川行)⇒12:04 立川駅 12:10⇒(JR 中央線中央特快・
高尾行)⇒12:23 西八王子駅⇒(徒歩)⇒西八王子駅北口 12:26 (西東京バス 市
01 松枝住宅行)⇒12:34 市役所入口元本郷公園東⇒(徒歩)⇒八王子市役所
(昼食)

13 : 30 ~ 15 : 30 八王子市 行政視察

「障害のある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例について」

※15 : 30 までに終了すること。

八王子市議会事務局 (TEL : 042-620-7311)

八王子市役所⇒(徒歩)⇒市役所入口元本郷公園東 15 : 42 (西東京バス 市 01 西八王子駅行)⇒15 : 49 西八王子駅北口⇒(徒歩)⇒西八王子駅 15 : 53⇒(JR 中央線 中央特快・東京行)⇒16 : 39 中野駅 16 : 47⇒(東京メトロ東西線快速・東葉勝田台行)⇒17 : 45 八千代緑が丘駅

八千代市内 宿泊

6 月 30 日 (木)

八千代緑が丘駅 8 : 57⇒(東葉高速鉄道快速・東葉勝田台行)⇒9 : 00 八千代中央駅⇒(徒歩)⇒八千代中央駅 9 : 05 (東洋バス 50 系統八千代台駅行)⇒9 : 09 市役所前⇒(徒歩)⇒八千代市役所

9 : 30 ~ 11 : 30 八千代市 行政視察

「公共施設マネジメントについて」

八千代市議会事務局 (TEL : 047-483-1151)

八千代市役所⇒(徒歩約)⇒市役所前 12 : 03 (東洋バス 50 系統八千代医療センター行)⇒12 : 12 八千代中央駅⇒(徒歩)⇒八千代中央駅 12 : 23 (東葉高速鉄道快速・中野行) 12 : 40 西船橋駅 12 : 43⇒(JR 総武線・中野行)⇒13 : 10 秋葉原駅 13 : 13⇒(JR 山手線外回り・東京・品川方面)⇒13 : 17 東京駅 14 : 10 (のぞみ 39 号)⇒16 : 55 新神戸 17 : 19⇒(ひかり 475 号)⇒17 : 28 西明石駅 17 : 35⇒(JR)⇒17 : 52 加古川駅



出張調査研修報告書

平成28年 7月29日

市議会議長様

会派名 志政加古川

出張者氏名

松本裕一
建部正人
西村雅文
松本裕之

印

印

下記のとおり報告します。

日程 平成28年6月28日～6月30日

視察先 さいたま市、狛江市、八王子市、八千代市

視察（調査）事項

さいたま市：チャレンジスクール推進事業について
狛江市：安心して安全なまちづくり基本条例について
八王子市：障害のある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例について
八千代市：公共施設マネジメントについて

復命事項（所見及び感想）

別紙参照

出張に伴う経費の精算

前渡金額 330,450円

精算額 264,360円 過不足額 -66,090円

※報告者が議員の場合は、出張者氏名欄に記入のこと。

※織田正樹議員は、突発的急病の為、全行程欠席。



出張調査研修報告書

平成 年 月 日

市議会議長様

会派名 志政加古川

出張者氏名 木谷万里

印

印

印

印

印

印

下記のとおり報告します。

日 程 平成28年6月28日～6月30日

視 察 先 狛江市、八王子市、八千代市

視察（調査）事項

狛江市：安心で安全なまちづくり基本条例について
八王子市：障害のある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例について
八千代市：公共施設マネジメントについて

復命事項（所見及び感想）

別紙参照

公務の為、狛江市から視察合流

出張に伴う経費の精算

前 渡 金 額 66,530円

精 算 額 66,530円 過 不 足 額 0円

※報告者が議員の場合は、出張者氏名欄に記入のこと。

志政加古川__会派行政視察 報告書

松本 裕之

さいたま市：チャレンジスクール推進事業について

平成 28 年 6 月 28 日（火）

＜事業目的＞

土曜や放課後等に学校の教室等を利用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちの自主的な学習やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施することにより、子どもたちが社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進することを目的とし実施しております。

特に土曜チャレンジスクールについては、生徒の自主的な学習をサポートし、学ぶ楽しさを教えて、基礎学力の向上や学習習慣の定着を図るものです。

＜事業内容＞

平成 21 年度から市長マニフェスト「しあわせ倍増プラン 2009」に則り、「放課後子ども教室」を倍増し、放課後チャレンジスクールとし、また、家庭・地域学校が連携して取り組む「土曜日寺子屋」を実施し、土曜チャレンジスクールとし、総称しチャレンジスクールをスタートしました。

平成 24 年からは、全小学校 103 校・全中学校 57 校で開催されています

★放課後チャレンジスクール：小学校のみ開催

内容：スポーツ・ボール遊び・レクリエーション・学習・体験活動・工作等
週 1 回程度開催

★土曜チャレンジスクール：小学校・中学校で開催

内容：補習（自学自習方式）、スポーツ・触れ合い体験等
年 20 回開催

★スケジュール：平日 受 付 14：45～15：15 あいさつ・名札

1 時限目 15：15～15：45 宿題・自主学習

2 時限目 15：55～16：50 触れ合い・体験学習

帰 宅 17：00

土曜（小学生） 受 付 8：45～9：00 あいさつ・名札

1 時限目 9：00～9：45 宿題・自主学習

2 時限目 9：55～10：40 触れ合い・体験学習

3 時限目 10：50～11：45 自主学習（問題集等）

帰 宅 12：00

土曜（中学生） 受 付 9：15～9：30 あいさつ・名札

1 時限目 9:30~10:10 自主学習 1 (国語)
 2 時限目 10:20~11:00 自主学習 2 (数学)
 3 時限目 11:10~11:50 自主学習 3 (英語)
 帰 宅 12:00

★さいたまのチャレンジスクールは、地域の方々のボランティアで成り立っており、それぞれチャレンジスクール実行委員会を設け、チャレンジスクールの代表者である「教室コーディネータ」を責任者とし、児童生徒の学習等のサポート役の「学習アドバイザー」と児童生徒の安全を守る役の「安全管理員」に分かれて活動しております。例としては、参加者の保護者、PTA 役員、元教員、民生委員、自治会、地域団体所属者、大学生等であり、有償のボランティアで、学習アドバイザーは、1 回につき 2,000 円、安全管理員は、1 回につき 1,200 円となっています。

<実績>

平成 27 年度チャレンジスクール活動実績

延べ数	土曜 (小学)	土曜 (中学)	放課後 (小)	合計
実施箇所数	103 枚	57 枚	103 枚	160 校
実施回数	1,552 回	1,080 回	2,709 回	5,341 回
参加児童生徒	44,200 人	19,397 人	118,847 人	182,444 人
スタッフ数	14,998 人	8,042 人	25,969 人	49,009 人

<効果>

- ・チャレンジスクールに参加してよかったか
 そう思う、どちらかと言えばそう思う
 : 土曜小学 96.5%、土曜中学 85%、放課後 95.2%
- ・土曜チャレンジスクールに参加して、今までより勉強するようになったか
 そう思う、どちらかと言えばそう思う
 : 小学校 78.8%、中学校 85%
- ・土曜チャレンジスクールに参加して、今までより勉強がわかるようになったか
 そう思う、どちらかと言えばそう思う
 : 小学校 77.9%、中学校 87.8%
- ・放課後チャレンジスクールに参加して、出来るようになったことはあるか
 「新しい遊びや工作」が最も多く次いで「運動」「勉強」「あいさつ」

＜放課後児童クラブとの連携＞

- ・さいたま市子ども総合プランでは、希望する就学児童が多様な体験活動を行えるよう、放課後児童クラブに入室する児童がチャレンジスクールにも参加できる一体型又は連携による実施を推進しています。

一体型：放課後児童クラブが学校敷地内にある場合

連携型：放課後児童クラブが学校敷地外にある場合

平成 28 年度：一体型－58 校、連携型－40 校

＜課題＞

- ・運営人材の確保と空き教室の確保

校長会等での学校への一層の周知と理解を得る

- ・ボランティアの確保

近隣大学や地域への呼びかけ

＜所感＞

特徴は、特に土曜チャレンジ中心に、子どもたちの学習サポートを実施し、自主的な学習により、基礎学力の向上を促進していることが素晴らしい取り組みであると感じました。

加古川市は放課後子ども教室として事業を行い、本年度から、加古川総合スポーツクラブに委託し、将棋・ゲートボール等項目を増加すると同時に、実施校も増やしています。学習サポートは、これから是非とも取り組む必要があります。また、特に中学生への学習支援は必要と思われます。

また、無償ボランティアの方の募集に関しては、さいたま市と同様に課題でありますので、加古川市も近隣大学への呼びかけによる人材確保も必要かと感じております。

そして、今後は全小学校・全中学校での実施を要望してまいりたいと思っています。

八王子市視察（平成 28 年 6 月 29 日）

「障害のある人もない人もともに安心して暮らせる八王子づくり条例」

志政加古川 木谷万里

八王子市は、市町村レベルで初めて障害者差別の解消を推進する条例を制定、24 年 4 月から施行しています。障害のある人が、障害のない人と等しく基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、相互に人格と個性を尊重しあいながら、共に安心して暮らせるまちの実現を目指したものです。

条例制定は、市が主導的に取り組んだのではなく、障害者団体や人権擁護団体らが、「八王子市の障害者の権利を考える会」を作り、勉強会を重ね、23 年に条例制定を求める請願を提出、全会一致で採択されました。

条例制定から 4 年経過し、28 年 4 月の差別解消法施行に合わせて、条例の見直しを行い、これまで課題となっていた事項の見直しを図るとともに、今後取り組むべき施策を明記しました。それは、「障害理解は、子どもの教育の段階から、引き続き進めていく必要がある。」「障害児保育について、増加する障害児が差別的な取り扱いにより、適切な保育が受けられないことのないよう、引き続き取り組む必要がある。」「相談者がいない差別事案について、その解消に向けた取り組み強化が必要である。」です。

見直しされた主なものとして、まずは合理的配慮の義務付けの範囲です。法律に上乗せして、市だけでなく、指定管理者や市の外郭団体にも義務付けました。次に、「女性や児童への配慮」では、障害者の性別、年齢、および障害の状態に十分配慮する旨を条例に明記、「障害理解教育に関すること」は、障害者に対する差別をなくすためには、まずは障害や障害者を理解することが大切だとして、条例に、児童および生徒の障害理解教育に教育委員会と連携して取り組むことを規定、具体的には、児童向けのガイドブックを作成し、授業で活用できるように、指導案を障害者福祉課と教育委員会が一緒に作っています。

また、前条例には、市の施策として「療育」と「教育」について取り組むことが規定されていましたが、新たに「保育」についても盛り込み、障害のある乳児、幼児、児童について、必要な保育を確保するため、必要な措置を講ずるよう努める、と規定しました。

そして、「差別の解消のための体制強化」として、差別を受けた障害者が相談できる窓口を設置、市長に助言、あっせん等を求めて申し立てることができる仕組みを設けました。申し立てがあった場合、「八王子障害者の権利擁護に関する調整委員会」に諮問します。

当初は、学識経験者や弁護士など 7 名で構成されていましたが、現在は、医師や

特別支援学校の教員、保健所、社協、相談支援事業所、民生児童委員、宅建協会などを加えて、16名の委員が委嘱されています。これまでの申し立ては0件です。虐待について質問をしたところ、虐待事案は年に10件程度あったとのことでした。調整委員会では虐待事案については審議しませんが、年に数回の研修会などで報告はされているようでした。

庁内での差別解消の取り組みについては、職員研修を11回、1,500人が受講、内容は、条例の概要や、合理的配慮の中身、当事者の体験談などで、これは指定管理者も対象にしています。

差別の解消は、障害理解が最も大切ですが、市民に対する効果的な啓発はまだまだであると答えられました。これまでは、年に1回駅前でのイベントを開催、大学生とのディスカッションや、ご当地アイドルを招き、ショーの後に障害者の方とのトークを行っていましたが、参加者は減少傾向とのことでした。また、各店舗に対しては、差別解消法の説明をしてきましたが、効果的とは言えず、現在は、駅前の店舗や金融機関をいくつかピックアップし、「事業者が行っている障害者の差別の解消の取り組みを教えてください」というようなアンケートを実施、今後はそれを公表していくことで啓発につながるのではと答えられました。アンケートや啓発の実施は当事者団体が直接出向いておられるとのことでした。

以前から、障害者の当事者団体の方々と様々な機会を捉えて、意見交換を重ね、必要な支援を提供されています。ガイドブックなどには、知的障害のある方が読めるよう、ルビがふられていることや、視覚障害のある方が音声で情報を得られるよう、冊子にSPコードを付けているなど、差別解消に向けて日々取り組んでおられます。

加古川市では現在、「手話言語および障がい者コミュニケーション促進条例」の制定に向けて検討委員会で審議されていますが、差別解消のための条例についてはまだ議論されていません。差別解消法は法律で定められているので、市が条例を制定する必要があるのか、という観点からです。それは理解できなくはありませんが、障害理解のための効果的な啓発、不当な差別的取り扱いに対する相談体制や権利擁護の機能が十分果たせるような仕組みづくりが必要です。加古川市の職員対応要領には、「職員が障害を理由とする不当な差別的取り扱いを行った場合や・・・」と職員が差別的取り扱いをした場合の相談対応というように理解され、その他の不当な差別を受けた場合の相談窓口が見当たらないように思います。ホームページにおいても、相談窓口としては、県のセンターを紹介していました。これらの課題が早急に解決できるよう、働きかけていきたいと思います。

行政視察報告書

志政加古川 西村 雅文

日時 : 平成 28 年 6 月 29 日 (水) 9:30~11:00 頃

場所 : 東京都 狛江市役所

テーマ : 安心で安全なまちづくり基本条例について

対応者 : 狛江市 総務部 安心安全課

東京都狛江市 昭和 45 年 10 月 1 日市政施行

人 口 : 80,422 人 (平成 28 年 4 月 1 日現在)

世帯数 : 40,580 世帯

面 積 : 6.39 km²

一般会計 : 265 億 8,800 万円

特別会計 : 193 億 1,532 万円

「狛江市安心で安全なまちづくり基本条例」 平成 25 年 4 月 1 日 施行

□理念

市、市民、地域活動団体、事業者、関係行政機関および学校等は、それぞれの責務または役割に応じて、自己の生命、身体および財産を守るとともに、相互に助け合って協力するなど、自助・共助・公助の取組みにより安心で安全なまちづくりを推進する。

□市の責務

市は、安心で安全なまちづくりを推進するために施策および体制の整備並びに必要な支援を行うものとする。施策の具体化にあたっては、市民、地域活動団体および事業者の理解および協力を得るために必要な情報の提供、技術的な助言 等を行い、関係行政機関と連携および協力するものとする。

□市民の役割

市民は、自ら安心で安全なまちづくりに関する意識を高め、日常生活における安全を確保するよう積極的な役割を果たすものとする。また、地域活動団体の実施する活動に主体的かつ積極的に参加するとともに、市が実施する安心で安全なまちづくりを推進するための施策に協力するよう積極的な役割を果たすものとする。

□地域活動団体の役割

地域活動団体は、安心で安全なまちづくりの取組みにおいて、その中心的な役割を果たすとともに、市民および事業者に対し、自らの活動への市民の理解および主体的な参加の促進に積極的な役割を果たすものとする。

さらには、安心で安全なまちづくりに必要な知識および技術を習得し、市が実施する安心で安全なまちづくりを推進するための施策に協力するよう積極的な役割を果たすものとする。

□安心で安全なまちづくりに向けた施策

防災、防犯、交通安全、健康危機対策、その他の対策（自殺防止・薬物乱用防止・虐待防止・消費者被害対策、暴力団排除、家庭内の事故防止など）について、安心で安全なまちづくりに資する施策を推進する。

□広報及び啓発活動

市民、地域活動団体、事業者および学校等に対しては、市から必要な情報提供、広報および啓発を行い、児童等に対しては教育および学習などを通じて、必要な措置を講じます。また、「安心で安全なまちづくりの日」を定め、広報および啓発を重点的に実施していく。

□条例の推進体制

●狛江市安心で安全なまちづくり推進審議会

安心で安全なまちづくりを総合的かつ計画的に推進するうえで必要な事項を審議するための会議で、専門家や市民委員で構成される。

●狛江市安心で安全なまちづくり地域協議会

安心で安全なまちづくりの推進のための仕組みづくりや情報共有を図るなど、地域のとりまとめを行う協議会で、市民の代表を中心に構成される。実際に地域での活動を行うので、安心で安全なまちづくりを推進するための旗振り役としての役割が期待される。

1. 経緯

本条例制定前は、安心・安全に関して意見交換を行う程度で、特段に何も行っていなかったが、多摩川堤防決壊による甚大な被害を通して、自然に対する畏怖とともに日頃の備えの大切さを学び、自然と向き合いながらその教訓と経験を活かす方を模索してきた。

現代において、市民の生命・身体・財産を脅かすものは、犯罪・交通事故・健康危機等多岐にわたり、もはや一人ひとりでこれらを守ることは難しくなっており、東日本大震災の悲劇によって、自らの安全は自らが守るとともに、互いに助け合い連携すること、そしてそれを将来に継承していく事の大切さを痛感した。

このような状況の下、それぞれの責務や役割を果たしながら、地域を中心とした「安心の創出」・「安全の確保」に向けて力を合わせることを市の最重要課題と位置付け、家族の絆・地域の絆・人と人との絆を束ねる旗印として、基本条例を制定し、「狛江の絆」を育て、「誰もが安心して安全に暮らし続けられるまちー狛江」を築く礎とした。

2. 特徴

①特定の脅威のみを対象にした条例ではなく、全ての脅威を網羅し得る条例である。

条例制定時点では未だ脅威として表出していない事象や、市民にとって重大な脅威となっていない事象が、将来、新たな脅威となって表出し、重大な脅威となった場合でも対応できる内容である。

②安心で安全なまちづくりの理念や施策の方向性のみを定めた条例ではなく、実効性を担保した条例である。

③安心で安全なまちの実現のため、地域を中心とした取組を行うことで「地域のつながり」すなわち「横のつながり」を創出するとともに、地域における世代間の交流を通じた取組を継続することで「世代のつながり」すなわち「縦のつながり」を創出・強化し、ひいては「狛江の絆」を育てることにより、地域コミュニティ再生の一翼となることが期待できる条例である。

3. 効果

防犯・防災に対する、市民の意識が高まった。また、地域コミュニティも活性化している。

4. 課題

地域協議会・避難所運営協議会の委員の確保が難しくなっている。特に、委員の高齢化が進み、若者がなかなか入って来ない。市民に対する「当事者意識」の喚起が、さらに必要である。

5. 所感

「安心で安全なまちづくり基本条例」を制定することの有用さを実感できる視察であった。特に、将来脅威になるかも知れない事象にも対応できる条例である点は、センセーショナルな部分であるし、犯罪や非行を予防しているという点に於いても特筆すべきものがある。加古川市に於いても、今後、検討していくべき事項である。

会派行政視察報告
千葉県八千代市の公共施設等総合管理計画
アクションプランについて

日時 平成28年6月30日(木)
9:30～11:30

場所 千葉県八千代市

担当者 八千代市財務部資産管理課
課長 [REDACTED]

報告者 志政加古川 建部正人

＜概要＞

八千代市の公共施設等総合管理計画（未来を見据えた最適な公共サービスを目指して）を視察して参りました。八千代市では、昭和40年代から50年代にかけて急激な人口増加に伴い、様々な行政需要や市民ニーズに対応する為、多くの公共施設等を建設し、公共サービスの提供を行ってきた。しかし、今後はこれらの公共施設等の老朽化が進んでおり、その維持・更新等に多額の費用が必要となる事が見込まれる。一方で、社会保障費をはじめとする経常経費の増加に伴う財政の硬直化、基金残高の不足等、厳しい財政状況が続いている中、今後、人口減少・少子高齢化の進行による税収の減少や扶助費の増大等が見込まれると共に、国の厳しい財政状況下における地方への財政措置が縮小する可能性も懸念されます。このような情勢下で、公共施設等の維持・更新等に係る財源の確保が一層困難になる事が予測された。

こうした状況を踏まえ、公共サービス・施設等の規模の適正化、公共施設等の効率的な施設管理及び有効活用による公共施設等の全体最適化を図る事で、真に必要なとされる公共サービスの提供を維持・確保して行く為、平成27年度に八千代市公共施設等総合管理計画を策定していた。これは、平成18年度から、「八千代市公共施設再配置検討会」で始まり、有識者会議、提言書、市民アンケートやシンポジウムを経て、「八千代市公共施設白書」を作成し、この計画に至っている。この「八千代市公共施設等総合管理計画」は、現在保有または管理している公共施設等を今後も維持すると仮定した場合、修繕・更新等に係る将来の費用は約20年後にピークを迎え、約35年後に一旦収束すると予想して、計画期間を2015年度から2050年度としていた。そして、公共施設等の修繕・更新等に係る将来の費用の見通しを立て、計画期間の36年間の将来費用総額を算定し、削減計画を聖域を設ける事なく、全ての公共施設等を対象として、公共施設等の全体最適化の3原則を立てています。

1. 行政が提供を担うべき公共サービスを見極めたうえで、公共施設等の適正な規模を検証し、総量の削減を推進します。

2. 施設管理の重点化・効率化により、維持管理・修繕・更新等に係るコストの縮減を推進します。

3. 公共施設等の有効活用による歳入の確保・費用の抑制を図ります。

以上の原則を重視し、本計画の実行性を高めるため、5か年の事業を取りまとめたアクションプランを実施計画として策定し、毎年度見直しを行う事としていました。さらに、見直し時には、議会や市民との情報共有を図るとされています。

また、公共施設等の一体的なマネジメントの体制・しくみとして、庁内体制では、専門部門を位置づけ、分野横断的な公共施設等に関する投資（修繕・更新等）の必要性判断及び再編の在り方の検討をし、施設管理活動の履歴を蓄積するデータベースの管理を行う財産管理部門及び、公共施設等の維持管理手法の検討や修繕・更新等の工事に係る設計・監理等担う営繕担当部門と一体となったマネジメント体制を構築するとなっていた。さらに、施設所管部門におけるマネジメント方針に基づく取り組み状況を共有し、総合的に検討していくことが重要である為、それらの決定を担う関連部門と密な連携を図るとされています。

市民との協働体制として施設利用者や市民との情報共有を図るとともに、ワークショップ等の手法を用いながら、方向性の協議・調整を図り、事業実施主体としての市民や事業者等の参加を促進している。

また、アクションプランの推進に向けて、全庁横断的な組織である公共施設再配置等推進委員会において取り組みの進捗や見直し等に係る協議・検討を行い、必要に応じて分野横断的な部会やワーキンググループ等を設置するなど、全庁的な連携を図っていた。加えて、市民・有識者からなる公共施設再編検討・検証委員会による意見も受け、アクションプランに位置づけた取り組みを着実に進めている。そして、取り組みについては1年ごとに年度別計画で設定した内容の進捗状況を評価し、コスト・サービス・安全性等の視点から、取り組みの有効性を検証している。

最後に、PDCAサイクルと市民参加について、計画策定時のパブリックコメント等市民参加を適時実施するほか、評価の段階では、公共施設再編検討・検証委員会の評価・助言を受け、年度別計画の見直しや次期アクションプラン策定に活かしていく仕組みを企画し、実行して行こうとしていた。

<所管>

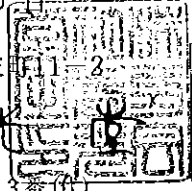
まず、率直に感じたのは、非常にスピード感があると思えた。その理由に公共施設等に関しての問題意識の高さからではないかと考えさせられた。平成18年度の「八千代市公共施設再配置検討会」から始まり、平成26年度「八千代市公共施設白書（平成25年度版）」作成、平成27年度「八千代市公共施設等総合管理計画」を策定、そして第1期アクションプラン（平成28年度～平成32年度）作成し、今年度より実施している。八千代市では、昭和40年代から50年

代にかけて急速な人口増加に伴い、様々な公共サービスを提供するため、公共施設の整備が進められた。新耐震基準を満たしていない施設が全体の約60%を占め、約15%が耐震化未実施の状態である。さらに、保有施設の総延べ面積の63.1%が学校施設であった。このような現状を敏感に捉え、いかに公共施設等の全体最適化を図っていく事が、地方公共団体に求められているかを察知し、実施に踏み切っていた。その他にも種々の事情や理由は存在していたと思われるが、いち早く行動を起こした事は大変評価に値するものであります。加古川市においては、公共施設マネジメントは、まだこれからの取り組みです。市民の皆様とのコンセンサスを重視し、情報開示を適格に行い、市民・行政がしっかりと連携して、将来の加古川の姿を想定し、公共施設等の全体的最適化を進めるべきであると考えます。

代 表 者	経理責任者
	

支 払 伝 票			経理番号
			2
会 派 名	志政加古川	年 度	平成28年度
項 目	調査研究費	金 額	12,560円
内 容	手土産代 4個		
支 払 先	(株) 春光堂	支払年月日	平成28年6月30日
備 考	視察(さいたま市、狛江市、八王子市、八千代市)		

領収書又は

領 収 証		No 89120
加古川市議会志政加古川/殿		
金	百	拾
万	千	百
拾	円	
4 1 2 5 6 0		
但 手土産代として 上記の通り正に領収致しました 平成 28年 6 月 30 日 加古川市加古川町寺家町11-2 株式会社 春光堂 電話 (079) 423-1123 番(代)		
		収 入 印 紙
取扱人認印 		

代 表 者	経理責任者
	

支 払 伝 票			経理番号
			3
会 派 名	志政加古川	年 度	平成28年度
項 目	調査研究費	金 額	30,100円
内 容	視察 京都市：小中一貫教育について 視察会場は、凌風学園（京都市立凌風小学校、凌風中学校）		
支 払 先	JR	支払年月日	平成28年7月6日 
備 考	$(1,940円 + 210円) \times 2 \times 7人$		
領収書又はこれに準ずる書類を添付すること（書類が多い場合は裏面に続く）			

出張調査届

平成28年6月 9 日

市議会議長様

会派名 志政加古川

代表者 松本 裕一

このたび、調査のため下記により出張しますので報告します。

出張者氏名

松本 裕一、織田 正樹、松本 裕之、西村 雅文、建部 正人、玉川 英樹、木谷 万里

調査都市名及び調査内容

7月6日（水）京都市 「小中一貫教育について」

視察会場は、凌風学園（京都市立凌風小学校・凌風中学校）

出張期間 平成28年7月6日（水）から平成28年7月6日（水）（1日間）

旅 費 内 訳	日 当 (単価 円 日分)	円	経 路	
	宿 泊 料 (単価 円 日分)	円	別紙 日程表のとおり	
	鉄 道 賃 (1,940+210円) ×2	4,300円		
	急 行 料 金 ()	円		
	航 空 賃 ()	円		
	車 賃 ()	円		
	船 賃 ()	円		
	出席者負担金 ()	円		
	そ の 他 ()	円		
	合 計	4,300円		

※ 届出者が議員の場合は、代表者欄に記入のこと。

※ 4,300円×7名=30,100円

志政加古川視察行程表

平成 28 年 7 月 6 日 (水)

7 月 6 日 (水)

加古川駅 8 : 36⇒ (JR) ⇒ 9 : 58 京都駅 10 : 06⇒ (京都市営烏丸線・竹田行) ⇒
10 : 08 九条駅⇒ (徒歩) ⇒ 凌風学園

住所 : 京都市南区東九条下殿田町 56

TEL : 075-693-8222

京都市 行政視察

10 : 30~12 : 00

「小中一貫教育について」 京都市教育委員会様対応

12 : 10~13 : 00

給食時間を視察、給食の実食

13 : 00~15 : 00

「小中一貫教育について」 凌風学園様対応

京都市会事務局 (TEL : 075-222-3700)

凌風学園⇒ (徒歩) 九条駅 15 : 37⇒ (京都市営烏丸線・国際会館行) ⇒ 15 : 38 京都
15 : 45⇒ (JR) ⇒ 17 : 08 加古川駅



出張調査研修報告書

平成28年8月8日

市議会議長様

会派名 志政加古川

出張者氏名

松本裕一

格万里

玉川英樹

建部正人

西村雅文

織田正樹

松本裕之

下記のとおり報告します。

日程 平成28年07月06日（水）

視察先 京都市凌風学園

視察（調査）事項

京都市：「小中一貫校について」

視察会場は、凌風学園（京都市立凌風小学校・凌風中学校）

復命事項（所見及び感想）

別紙参照

出張に伴う経費の精算

前渡金額 30,100円

精算額 30,100円 過不足額 0円

※報告者が議員の場合は、出張者氏名欄に記入のこと。

京都市立凌風学園視察

平成 28 年 7 月 6 日

視察項目：小中一貫教育について

視察目的：

以前に、加東市が進められる小中一貫教育について視察に伺ったところ、京都市において非常にうまく進めておられる涼風学園をモデルにしたいとのことから、本市において直近に迫っている少子化から学校運営や先生の適正配置がうまくできなくなってきた小中学校に対し、早急に何か得策を考えていかなければならないということから、きっかけとなった。

視察概要：

2012 年 4 月 1 日に京都市立陶化中学校、京都市立陶化小学校、京都市立東和小学校、京都市立山王小学校を一体化し、9 年間の義務教育校として設立されました。敷地は、旧陶化中学校及び東和小学校の跡地にあり京都市街の南東部に位置する小中一貫校であり、専用の設計がなされ設備には目を見張るものが多々ありました。校舎は全教室エアコン完備、体育館も大小 2 か所ありました。運動場も旧の小学校と合わせて 2 か所あり屋上からスペースが区切られて低学年から高学年までがそれぞれうまく区切られていました。また、校舎完全セキリティが配備され校舎内も共有スペースや食堂などもありすべての生徒が気軽に交流できるようになっており、正に理にかなった施設といえます。(別紙資料あり)

学園の特徴としては、学園教育目標「自らを高め 共に生き 希望を抱いて未来を拓く」下、一般の小中学校のような「6・3 年制」の 2 段階ではなく、9 年間を「4・3・2」の 3 つのステージに分けていることが特徴ででした。

学びの基礎と基本的な生活習慣・集団生活のきまりを身に付ける第 1 ステージ (1~4 年生)、基礎・基本を充実・向上させるとともに、世界を広げ、自分の可能性をひろげる第 2 ステージ (5~7 年生)、自分の適性を知り、将来の夢の実現に向け、自ら考え、決定し、行動する第 3 ステージ (8、9 年生) という 3 つのステージに分け、児童生徒の発育・発達状況や学習内容の違いに適應した、きめ細やかで質の高い指導を行っている。

また、学期は 2 期・4 季制を導入しており、季節ごとに年 4 回の定期テストを実施することで、児童生徒の学習理解・到達状況を把握し、状況に応じて振り返り学習や発展的な学習も行っておられました。

そのほか通常中学校から始まる部活動については、5 年生から入部することが可能であることや、児童生徒会についても 5~9 年生と一緒に活動しているとの説明がありました。このことから「高学年としての自覚も高まり落ち着いた学校生活が送れている」との回答もありました。

概要説明の後、特に関心が高かったのが「全国的に中一ギャップが問題となっているが、小中一貫教育導入による効果はどうか」との質問において、「統計的に検証はしていないが、京都市では小中一貫教育導入後、凌風学園も含め、中学校における不登校生徒数が減少傾向にあり、また、全般的に学力が伸びているほか、小中学校の先生がお互いに交流することで、

授業方法や児童生徒への接し方を改めて考え直すことができ非常に有益である」との回答がありました。

このように、全ての中学校区で小中一貫教育を展開している京都市において、凌風学園における取り組みを視察できたことは、改めて本市のこれからの教育方針を考えていくうえで、ユニット12で進めている教育方針と比べ小・中学校9年間の学びや育ちの連続性を重視した教育を推進していく上で「何が足りていないのか？」今後、「北部地域の生徒数の少ない学校をどのように考えていくのか？」「先生の適正配置はどのように考えるのか？」大変参考になりましたし早急に取り組まなければならないことを考えさせられました。

むすびに、校長先生から、ほとんどご説明をいただきその説明が非常に親切で熱心に説明をいただき、小中一貫教育にかける思いや熱意がひしひしと伝わってきたことが印象的でした。

代 表 者	経理責任者
	

支 払 伝 票			経理番号
			4
会 派 名	志政加古川	年 度	平成28年度
項 目	調査研究費	金 額	4,752円
内 容	手土産代 2個		
支 払 先	(株) 春光堂	支払年月日	平成28年7月5日
備 考	視察（京都市教育委員会、凌風学園）		

領収書又は

領 収 証		No 89494					
志政 加古川 殿							
金	百	拾	万	千	百	拾	円
			4	7	5		2
但 上記の通り正に領収致しました 平成 28 年 7 月 5 日 加古川市加古川町寺家第11-2 株式会社 春 光 堂							
						収 入 印 紙	
電話 (079) 423-1125						取扱人認印 	

代 表 者	経理責任者
	

支 払 伝 票			経理番号
			5
会 派 名	志政加古川	年 度	平成28年度
項 目	研究費	金 額	20,216 円
内 容	第78回全国都市問題会議参加費。 真庭市バイオマス視察 2名分(不谷万里、織田正樹)		
支 払 先	JTB 中国四国岡山支店	支払年月日	平成28年 9 月 21 日
備 考			

領収書又はこれに準ずる書類を添付すること（書類が多い場合は裏面に続く）

ご利用明細

本日はご利用いただきありがとうございます。
ご利用明細をご確認のうえ、お持ち帰りください。
裏面のご案内もあわせてごらんください。

SMBC

☆☆お振込☆☆

お振込金額 ￥20,000
振込手数料 ￥216
お取引後残高 

お受取人は

カ) リーイーピーチコウコクツコク 様

お振込人は 真庭市バイオマス視察 2名分
セイカコカワ、カイキ ニシムラ マサミ 様

お取扱日 28. 9. 21 電信振込

取扱店	振替	年 月 日	時 刻
4317B	28.	9. 21	12:13
			4273

銀行番号	店番号	口座番号等
		

印紙税申告納
付につき領収
税務署承認済

三井住友銀行

会議参加費領収書

志政 加る川 様

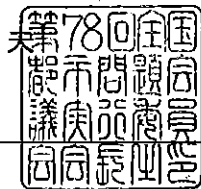
金 10,000 円

但、「第78回全国都市問題会議」に係る会議参加費として
上記正に領収いたしました。

平成28年10月7日

第78回全国都市問題会議実行委員会

会 長 大 森 雅



会議参加費領収書

志政 加る川 様

金 10,000 円

但、「第78回全国都市問題会議」に係る会議参加費として
上記正に領収いたしました。

平成28年10月7日

第78回全国都市問題会議実行委員会

会 長 大 森 雅



第78回全国都市問題会議

料金明細書

(発行日) 2016/09/15

申込No.	R001197
代表者氏名	

明細 No.	参加者氏名	区分	参加内容	数量	単位	単価	金額
1	木谷 万里	参加費		1	件	¥10,000	¥10,000
2	木谷 万里	参加取消費		1	件	¥0	¥0
3	木谷 万里	通信費		1	件	¥0	¥0
4	木谷 万里	食事	E:真庭市バイオマス視察(岡山駅着) 10/07	1	件	¥0	¥0
							¥10,000
1	織田 正樹	参加費		1	件	¥10,000	¥10,000
2	織田 正樹	参加取消費		1	件	¥0	¥0
3	織田 正樹	通信費		1	件	¥0	¥0
4	織田 正樹	食事	E:真庭市バイオマス視察(岡山駅着) 10/07	1	件	¥0	¥0
							¥10,000
							¥20,000
							¥0
							¥20,000

第78回全国都市問題会議

請求書

申込No. R001197

志政加古川 様

JTB中国四国 岡山支店

岡山市北区表町1-
〒700-0822

支店長

R000003	(発行日) 2016/09/15					
財認第599号	(総費用/内訳)					
総費用	会場参加費	¥20,000	通信費	¥0	宿泊費	¥0
¥20,000	観光費	¥0	JR代	¥0	食事	¥0
入金額	航空チケット代	¥0	参加取消費	¥0	宿泊取消料	¥0
¥0	観光取消料	¥0	JR取消料	¥0	食事取消料	¥0
請求金額						¥0
¥20,000						

下記の口座に9月30日までにお振込み下さいますよう、お願い申し上げます。

【振込銀行】

【口座番号】

【口座種別】

【口座名義】株式会社JTB中国四国

代 表 者	経理責任者
	

支 払 伝 票			経理番号
			6
会 派 名	志政加古川	年 度	平成28年度
項 目	研修費	金 額	65,280円
内 容	地方議員研究会 研修「自治体財政について」 「あなたの自治体の財政を確認」		
支 払 先	地方議員研究会	支払年月日	平成28年7月5日
備 考			

領収書又はこれに準ずる書類を添付すること（書類が多い場合は裏面に続く）

領 収 証

志政加古川 様 28年7月5日

★ **¥15,000**

但「あなたの自治体の財政を確認」
7/5 14:00～ 研修会受講代として
上記正に領収いたしました

地方議員研究
〒530-0001
大阪市北区梅田1丁 7-3
TEL 06 (7878) 6297



領 収 証

志政加石川 様

28 年 7 月 5 日

★

¥15,000

但「あなたの自治体の財政を確認」

7/5 14:00～ 研修会受講代として

上 記 正 に 領 収 いたしました

地方議員研究

〒530-0001

大阪市北区梅田1丁

TEL 06 (7878) 6297



7-3

領 収 証

志政加石川 様

28 年 7 月 5 日

★

¥15,000

但「自治体財政について」

7/5 10:00～ 研修会受講代として

上 記 正 に 領 収 いたしました

地方議員研究

〒530-0001

大阪市北区梅田1丁

TEL 06 (7878) 6297



7-3

領 収 証

志政加石川 様

様

28 年 7 月 5 日

★

¥15,000

但「自治体財政について」

7/5 10:00～ 研修会受講代として

上 記 正 に 領 収 いたしました

地方議員研究

〒530-0001

大阪市北区梅田1丁

TEL 06 (7878) 6297



7-3



出張調査研修報告書

平成28年8月18日

市議会議長様

会派名 志政加古川

出張者氏名 織田 正樹

松本 裕之



印

印

印

下記のとおり報告します。

日 程 平成28年07月05日（火）

視 察 先 新大阪丸ビル別館

視察（調査）事項

地方議員研究会 研修

「自治体財政について」
「あなたの自治体の財政を確認」

復命事項（所見及び感想）

別紙参照

出張に伴う経費の精算

前 渡 金 額 65,280円

精 算 額 65,280円 過 不 足 額 0円

※報告者が議員の場合は、出張者氏名欄に記入のこと。

地方議員研究会セミナー参加報告書

志政加古川 松本裕之

日程：平成 28 年 7 月 5 日（火）

場所：新大阪丸ビル別館

主催：地方議員研究会

講師：立命館大学政策科学部 教授、博士（政策科学） 森 裕之

職歴 高知大学専任講師

大阪教育大学専任講師・助教授

著書 「公共事業改革論」

<人口減少時代の自治体財政>

1、自治体財政について

●財政の全体からみた地方財政と地方財政計画との関係

財政全体から見た地方財政として、国と地方の最終歳出規模は、地方が6割、国が4割の比率となります。中身は国と地方で偏りがあり、ゴミ収集が主な衛生費は地方が99%であり国が行うものではありません、また教育費も9割近くが地方、福祉関係の民生費も8割近くが地方、また、公共事業の7割前後も地方歳出となります。反対に、民生費のうち年金は国が100%となります。防衛費も国が100%となり、それ以外の大部分が地方歳出となります。それは、国の法律で国と地方の行政事務分担が設定されているからであり、内政分野の大部分は地方財政が支えております。

では、地方が6割の歳出あるなら、税収はその通りかといいますと、逆になっております。税収の6割が国に入り、4割が地方となります。これでは前述の歳出は賄えませんので、税収の中から国は地方へ回すわけです、これが補助金であり、地方交付税・国庫支出金であります。この構図が国・地方間の財源配分の仕組みであります。

- ・地方交付税：地方公共団体が自由に使える

- ・国庫支出金：使い道が明確に決まっている（地方創生）

地方財政の歳入の仕組みは、3割が地方税、地方交付税と国庫支出金が3割強、そして、かなり自由化になった地方債やその他の割合で構成され、2/3が国の統制による仕組みとなっております。

アメリカは、地方交付税がないため、人員削減は、警察や教師も対象となる。

では、そういった財政の仕組みは全国で多少の違いはありますが、大凡、どの自治体であっても、国民はほぼ同様のサービスが受けることが可能であります。その構造が、地方財政計画と呼ばれ、つまり、財源が低いところでも同等の行政サービスが受けるのを可能にするために、国が基準を決めての計画です。

具体的には、先ず地方の歳出を見積りし、それに見合う歳入を想定します。地方税で補えない部分を地方交付税・国庫支出金と地方債と赤字地方債の臨時財政対策債で計画することにより、国が地方財源を保障する仕組みとなります。

地方交付税と臨時財政は同じ使途方法

●まち・ひと・しごと創生基本方針と自治体

地方創生の長期ビジョンは、地方の経済成長と人口減少の克服であります。基本目標は、

- 1、地方における安定した雇用を創出する
- 2、地方への新しい人の流れをつくる
- 3、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- 4、時代に合った地域をつくる

この中で、「4」が地方創生の本質であります。

2016 地方創生関連予算では、上記の 1:1895 億、2:649 億、3:1099 億、4:2936 億であり、

時代に合った地域とは、小さな拠点の形成・コンパクトシティの形成・公共施設の統廃合が主な取り組みであります。

●地方交付税の仕組み

地方交付税は、自治体間の財源不均衡を調整する役割であり、国の予算でなく、地方固有の財源であり、一般財源(使途は自由)であります。地方税+地方交付税で地方自治体歳入の約半分となります。つまり、税収の不足分を補い、その時々自治体の状況により、配分していきます。

その他の財源は特定財源と言われ、使途が決められている補助金等である、しかし補助金は、基本 1/2 であるため、一般財源で残りの 1/2 を補充しなければ使えないことから、一般財源(税収+地方交付税)は、地方自治体財政の根幹であると言えます。

地方交付税には、普通交付税(交付税総額の 94%)と特別交付税(交付税総額の 6%)があります。大半である普通交付税額は、各自治体が標準的な行政を行うために必要な経費のうち一般財源で賄うべき“基準財政需要額”から、地方団体の標準的な税収の 75%+地方譲与税額である“基準財政収入額”を減じた額である。

(普通交付税額＝基準財政需要額－基準財政収入額)

基準財政需要額＝測定単位×単位費用×補正係数となり、

測定単位は、例えば教育費の小学校運営費に関しては、児童数・学校数・学級数であり、福祉の高齢者事業では、65 歳以上や 75 歳以上の人数であります。単位費用は、測定単位ごとの単価であり、前述では、児童の一人当たりに係る単価等であります。

補正係数は、自然的・社会的条件の違いを補正する係数であります。例えば、地域差による寒冷補正等があります。

各自治体では、基準財政需要額の算定に人口を測定単位とするものと人口に準ずると考えられる測定単位が70%あります。人口増えれば基準財政需要額は多くなりますが、全国的な現在の状況は人口減少であります、そうなると基準財政需要額は減ってきます、地方交付税は減っていくことであり、自治体の歳出も合わせて減らさないと、財政赤字が作られていくことになります。

単純に人口が減ると税収が減ることは当然ですが、それ以上に大きな影響があるのが、地方交付税であります。制度がこの様になっている上では、このことは今後大きな問題になります。

●臨時財政対策債

地方交付税と同じ役割を持っている赤字地方債を臨時財政対策債と呼び、臨時であるため 3 年でありましたが、現状なくすことはありえないことであり、継続しないと地方財政は成り立たない。

地方交付税の財源は、国税の 3 割程度であり、地方自治体の財源不足分と必ずしも一致する保障はありません。計算が違うからです。

景気悪くなれば、税収は減りますが、歳出の事業は減らせません。国税が減ることはその 1/3 の地方交付税額は減ります、しかし自治体歳入では地方交付税は必要ですが、その額が減ってきますのでその差を埋めるのが、国と地方が折半し個別の自治体が発行する赤字地方債が臨時財政対策債であります。将来償還するのですが、国が全額を地方交付税でその分を面倒みる仕組みであります。

●財政論議のポイント

国が自治体の財政を削るのは、地方財政計画を通じて行います。歳入は地方税中心に自動的に決まっていきます、歳入全体を地方財政計画で縮小すれば、地方交付税も少なくなります。さらに、補助金も減らすこともできます。

リーマンショック以降に、歳出特別枠で地方交付税を上乗せしてきましたが、年々減少し財政は厳しくなってきましたが、代わりに地方交付税を増やしている項目があります。地方創生の 1 兆円であり、この項目では地方交付税を増やします。

これは人口の大小ではなく、KPI 成果主義での交付制度であります。今後はこの制度の上で、成果を出した自治体に交付する方向で進みますので、交付税の仕組みからは真逆となる取り組みであります。

また、地方交付税は自治体の標準的な基準に合わせて交付しておりますが、他団体のモデルになるような、先進的な自治体が達成した経費水準を地方交付税の単位費用の積算に反映する「トップランナー方式」が 2016 年より開始し、自治体の歳出効率化に向けた取り組みを加速する方向付けとなっております。

つまり、実質地方交付税を減らしていることで、特に庁舎関係等の民間委託等であります。2017 年には、公共施設の管理運営にも民間委託を導入しなさいとのことで、特に窓口業務も含みます。これは東京の足立区が先行的に取り入れました。地方の頑張りを引き出す地方財政制度改革が今後進められていきます。

＜あなたの自治体の財政を確認＞

1. 平成 26 年度加古川市の決算カードの確認

2. 一般財源と特定財源

一般財源とは、個々の自治体が自らの裁量で自由に使い道を決定できる財源である。地方税や自動車取得税交付金等の交付金、地方交付税がそれにあたる。特定財源は収入の段階で用途が特定されている財源で、国庫補助金や地方債、使用料などである。

地方自治体の財政を見る場合、ポイントは一般財源の大きさ、その内容と伸びである。大体 60%程度が一般財源であり、このうち一般財源収入の構造とその収入予測が、予算編成の基礎となる重要な指標である。

一般財源ないし一般財源等に含まれない財源は「特定財源」と呼ばれ、国庫支出金、都道府県支出金、使用料・手数料、分担金・負担金、寄附金、財産収入、繰入金、諸収入、繰越金、地方債、等である。

一般財源等は、地方自治体が自らの判断で自由に使える財源であるのに対し、特定財源は、特定の事業からの財源が主にその事業に関する経費として支出される。

特定財源の最大分野は公共事業関係であり個別では、生活保護費負担金が最大項目となる。

自治体にとっては、国の関与が自治体の独自性や自主性を抑制することに加えて補助事業の裏事業費や超過負担が自治体の財政負担となる。

地方債は、自治体が借り入れる資金のうち、返済が 2 年度以上にわたる長期

債務であり、耐用年数以内の返済が原則である。

特例債（臨時財政対策債）は、地方交付税の代替財源であり赤字地方債である。

3. 歳出

- ・単に多ければよいわけではなく、適切な需要にと財政支出のバランスが大切である。
- ・住民の声を吸い上げた、住民参加型予算が必要である。

4. 財政力指数＝基準財政収入額÷基準財政需要額

- ・財政力指数は税収力の大きさを表す。
- ・財政力指数が高いほど税収が豊かである。

5. 経常収支比率＝経常経費充当一般財源÷経常一派案財源等×100

- ・経常的経費に経常一般財源収入がどの程度使われているかの指標である。
- ・経常収支比率が高いほど財政が硬直化しているといえる。

6. 自治体財政の健全化の課題

健全化判断比率が早期健全化基準以上に達した場合

- ① 財政悪化の要因分析
 - ② 歳入・歳出の収支均衡方策
 - ③ 歳入・歳出の将来見通しの策定
 - ④ 計画期間などを定めた計画の策定
- ・「財政健全化計画」を議会の議決ののち総務大臣へ提出し、毎年、実施状況を議会と国に報告しなければならない。
 - ・再生段階→「財政再生計画」の策定を義務付けされ、実地状況を議会と国へ報告しなければならない。

「資産老朽化比率」の導入

- ・各公共施設があと何年使えるかを明らかにすることで自治体に計画的な施設の統廃合を促す。

7. 決算カードの確認と比較

- ・自治体財政の構造を理解する。
- ・類似団体との財政の比較を行い、自分の自治体の財政状況を理解する。

8. これからの地方議員が押さえておく勘所

- ・地域・自治体に対する包括的視点を持つ
- ・政府の動きと自治体予算との関係を常にチェックする。
- ・地方交付税・国庫支出金・地方債の施策への関連付けをおさえる。
- ・国の地方創生への誘導をうまく利用する。
- ・政府の方向性（コンパクトシティ化）に合わせた、公共施設の再編問題への対応。

<所感>

地方財政計画で各団体の歳出を見積り、財政の仕組みを立て、地方交付税の算出をする仕組みも、地方創生とトップランナー方式の取り入れで大きく変革してきており、我々は、この取り組みと財政運営が連動しているかをしっかりと確認し、チェックする必要があることを認識できたことは、これからの活動の一助に有意義な研修でありました。

また、加古川市の予算も国の予算と密接な関係を持っており、切り離しては考えられない。今後は、公共施設の再編成の課題もあり、限られた予算の中で、国の施策に合わせて「地方創生」を重点に、国の資金をうまく運用して行く必要がある。決算カードを活用し、加古川市の財政の現状を把握し、他団体の財政状況と比較、分析したうえで、決算認定に臨むことが重要である。

以上

地方議員研究会セミナー参加報告書

志政加古川

織田 正樹

人口減少時代の自治体財政

講師：森 裕之（立命館大学教授）

日程：平成 28 年 7 月 5 日（火）

場所：新大阪丸ビル別館

<人口減少時代の自治体財政>

1、自治体財政について

●財政の全体からみた地方財政と地方財政計画との関係

財政全体から見た地方財政として、国と地方の最終歳出規模は、地方が 6 割、国が 4 割の比率となります。中身は国と地方で偏りがあり、ゴミ収集が主な衛生費は地方が 99%であり国が行うものではありません、また教育費も 9 割近くが地方、福祉関係の民生費も 8 割近くが地方、また、公共事業の 7 割前後も地方歳出となります。反対に、民生費のうち年金は国が 100%となります。防衛費も国が 100%となり、それ以外の大部分が地方歳出となります。それは、国の法律で国と地方の行政事務分担が設定されているからであり、内政分野の大部分は地方財政が支えております。

では、地方が 6 割の歳出あるなら、税収はその通りかといいますと、逆になっております。税収の 6 割が国に入り、4 割が地方となります。これでは前述の歳出は賄えませんので、税収の中から国は地方へ回すわけです、これが補助金であり、地方交付税・国庫支出金であります。この構図が国・地方間の財源配分の仕組みであります。

- ・地方交付税：地方公共団体が自由に使える

- ・国庫支出金：使い道が明確に決まっている（地方創生）

地方財政の歳入の仕組みは、3 割が地方税、地方交付税と国庫支出金が 3 割強、そして、かなり自由化になった地方債やその他での割合で構成され、2/3 が国の統制による仕組みとなっております。

アメリカは、地方交付税がないため、人員削減は、警察や教師も対象となる。

では、そういった財政の仕組みは全国で多少の違いはありますが、大凡、どこの自治体であっても、国民はほぼ同様のサービスが受けることが可能であります。その構造が、地方財政計画と呼ばれ、つまり、財源が低いところでも同等の行政サービスが受けるのを可能にするために、国が基準を決めての計画です。

具体的には、先ず地方の歳出を見積し、それに見合う歳入を想定します。地方税で補えない部分を地方交付税・国庫支出金と地方債と赤字地方債の臨時財政対策債で計画

することにより、国が地方財源を保障する仕組みとなります。

地方交付税と臨財債は同じ使途方法

●まち・ひと・しごと創生基本方針と自治体

地方創生の長期ビジョンは、地方の経済成長と人口減少の克服であります。

基本目標は、

- 1、地方における安定した雇用を創出する
- 2、地方への新しい人の流れをつくる
- 3、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- 4、時代に合った地域をつくる

この中で、「4」が地方創生の本質であります。

2016 地方創生関連予算では、上記の 1：1895 億、2：649 億、3：1099 億、4：2936 億であり、

時代に合った地域とは、小さな拠点の形成・コンパクトシティの形成・公共施設の統廃合が主な取り組みであります。

●地方交付税の仕組み

地方交付税は、自治体間の財源不均衡を調整する役割であり、国の予算でなく、地方固有の財源であり、一般財源（使途は自由）であります。地方税+地方交付税で地方自治体歳入の約半分となります。つまり、税収の不足分を補い、その時々自治体の状況により、配分していきます。

その他の財源は特定財源と言われ、使途が決められている補助金等である、しかし補助金は、基本 1/2 であるため、一般財源で残りの 1/2 を補充しなければ使えないことから、一般財源（税収+地方交付税）は、地方自治体財政の根幹であると言えます。

地方交付税には、普通交付税（交付税総額の 94%）と特別交付税（交付税総額の 6%）があります。大半である普通交付税額は、各自治体が標準的な行政を行うために必要な経費のうち一般財源で賄うべき“基準財政需要額”から、地方団体の標準的な税収の 75%+地方譲与税額である“基準財政収入額”を減じた額である。

（普通交付税額＝基準財政需要額－基準財政収入額）

基準財政需要額＝測定単位×単位費用×補正係数となり、

測定単位は、例えば教育費の小学校運営費に関しては、児童数・学校数・学級数であり、福祉の高齢者事業では、65 歳以上や 75 歳以上の人数であります。

単位費用は、測定単位ごとの単価であり、前述では、児童の一人当たりに係る単価等であります。

補正係数は、自然的・社会的条件の違いを補正する係数であります。例えば、地域差による寒冷補正等があります。

各自治体では、基準財政需要額の算定に人口を測定単位とするものと人口に準ずると考えられる測定単位が 70%あります。人口増えれば基準財政需要額は多くなります

が、全国的な現在の状況は人口減少であります、そうすると基準財政需要額は減ってきます、地方交付税は減っていくことであり、自治体の歳出も合わせて減らさないと、財政赤字が作られていくことになります。

単純に人口が減ると税収が減ることは当然ですが、それ以上に大きな影響があるのが、地方交付税であります。制度がこの様になっている上では、このことは今後大きな問題になります。

●臨時財政対策債

地方交付税と同じ役割を持っている赤字地方債を臨時財政対策債と呼び、臨時であるため3年でありましたが、現状なくすことはありえないことであり、継続しないと地方財政は成り立たない。

地方交付税の財源は、国税の3割程度であり、地方自治体の財源不足分と必ずしも一致する保障はありません。計算が違うからです。

景気悪くなれば、税収は減りますが、歳出の事業は減らせません。国税が減ることはその1/3の地方交付税額は減ります、しかし自治体歳入では地方交付税は必要ですが、その額が減ってきますのでその差を埋めるのが、国と地方が折半し個別の自治体が発行する赤字地方債が臨時財政対策債であります。将来償還するのですが、国が全額を地方交付税でその分を面倒みる仕組みであります。

●財政論議のポイント

国が自治体の財政を削るのは、地方財政計画を通じて行います。歳入は地方税中心に自動的に決まっていきます、歳入全体を地方財政計画で縮小すれば、地方交付税も少なくなります。さらに、補助金も減らすこともできます。

リーマンショック以降に、歳出特別枠で地方交付税を上乗せしてきましたが、年々減少し財政は厳しくなっておりますが、代わりに地方交付税を増やしている項目があります。地方創生の1兆円であり、この項目では地方交付税を増やします。

これは人口の大小ではなく、KPI成果主義での交付制度であります。今後はこの制度の上で、成果を出した自治体に交付する方向で進みますので、交付税の仕組みからは真逆となる取り組みであります。

また、地方交付税は自治体の標準的な基準に合わせて交付しておりますが、他団体のモデルになるような、先進的な自治体が達成した経費水準を地方交付税の単位費用の積算に反映する「トップランナー方式」が2016年より開始し、自治体の歳出効率化に向けた取り組みを加速する方向付けとなっております。

つまり、実質地方交付税を減らしていることで、特に庁舎関係等の民間委託等があります。2017年には、公共施設の管理運営にも民間委託を導入しなさいとのことで、特に窓口業務も含みます。これは東京の足立区が先行的に取り入れました。地方の頑張りを引き出す地方財政制度改革が今後進められていきます。

《あなたの自治体の財政を確認》

財政健全化のために

1. 平成 26 年度加古川市の決算カードの確認

2. 一般財源と特定財源

一般財源とは、個々の自治体が自らの裁量で自由に使い道を決定できる財源である。地方税や自動車取得税交付金等の交付金、地方交付税がそれにあたる。特定財源は収入の段階で使途が特定されている財源で、国庫補助金や地方債、使用料などである。

地方自治体の財政を見る場合、ポイントは一般財源の大きさ、その内容と伸びである。大体 60%程度が一般財源であり、このうち一般財源収入の構造とその収入予測が、予算編成の基礎となる重要な指標である。

一般財源ないし一般財源等に含まれない財源は「特定財源」と呼ばれ、国庫支出金、都道府県支出金、使用料・手数料、分担金・負担金、寄附金、財産収入、繰入金、諸収入、繰越金、地方債、等である。

一般財源等は、地方自治体が自らの判断で自由に使える財源であるのに対し、特定財源は、特定の事業からの財源が主にその事業に関する経費として支出される。

特定財源の最大分野は公共事業関係であり個別では、生活保護費負担金が最大項目となる。自治体にとっては、国の関与が自治体の独自性や自主性を抑制することに加えて補助事業の裏事業費や超過負担が自治体の財政負担となる。

地方債は、自治体が借り入れる資金のうち、返済が2年度以上にわたる長期債務であり、耐用年数以内の返済が原則となる。

特例債（臨時財政対策費）は、地方交付税の代替財源であり赤字地方債である。

3. 歳出

- ・単に多ければよいわけではなく、適切な需要にと財政支出のバランスが大切である。
- ・住民の声を吸い上げた、住民参加型予算が必要である。

4. 財政力指数＝基準財政収入額÷基準財政需要額

- ・財政力指数は税収力の大きさを表す。
- ・財政力指数が高いほど税収が豊かである。

5. 経常収支比率＝経常経費充当一般財源÷経常一派案財源等×100

- ・経常的経費に経常一般財源収入がどの程度使われているかの指標である。
- ・経常収支比率が高いほど財政が硬直化しているといえる。

6. 自治体財政の健全化の課題

健全化判断比率が早期健全化基準以上に達した場合

- ① 財政悪化の要因分析
- ② 歳入・歳出の収支均衡方策
- ③ 歳入・歳出の将来見通しの策定
- ④ 計画期間などを定めた計画の策定

・「財政健全化計画」を議会の議決ののち総務大臣へ提出し、毎年、実施状況を議会と国に報告しなければならない。

・再生段階→「財政再生計画」の策定を義務付けられ、実地状況を議会と国へ報告しなければならない。

「資産老朽化比率」の導入

・各公共施設があと何年使えるかを明らかにすることで自治体に計画的な施設の統廃合を促す。

7. 決算カードの確認と比較

- ・自治体財政の構造を理解する。
- ・類似団体との財政の比較を行い、自分の自治体の財政状況を理解する。

8. これからの地方議員が押さえておく勘所

- ・地域・自治体に対する包括的視点を持つ
- ・政府の動きと自治体予算との関係を常にチェックする。
- ・地方交付税・国庫支出金・地方債の施策への関連付けをおさえる。
- ・国の地方創生への誘導をうまく利用する・
- ・政府の方向性（コンパクトシティ化）に合わせた、公共施設の再編問題への対応。

所感

加古川市の予算も国の予算と密接な関係を持っており、切り離しては考えられない。今後は、公共施設の再編成の課題もあり、限られた予算の中で、国の施策に合わせて「地方創生」を重点に、国の資金をうまく運用して行く必要がある。決算カードを活用し、加古川市の財政の現状を把握し、他団体の財政状況と比較、分析したうえで、決算認定に臨むことが重要である。また、地方財政計画で各団体の歳出を見積り、財政の仕組みを立て、地方交付税の算出をする仕組みも、地方創生とトップランナー方式の取り入れで大きく変革してきており、我々は、この取り組みと財政運営が連動しているかをしっかりと確認し、チェックする必要があることを認識できたことは、これからの活動の一助に有意義な研修であった。

以上

代 表 者	経理責任者
	

支 払 伝 票			経理番号
			7
会 派 名	志政加古川	年 度	平成28年度
項 目	研修費	金 額	32,960円
内 容	地方議員研究会 研修「教育委員会制度の概要」		
支 払 先	地方議員研究会	支払年月日	平成28年7月19日
備 考			

領収書又はこれに準ずる書類を添付すること（書類が多い場合は裏面に続く）

領 収 証

志政加古川 様 28 年 7 月 19 日

★ **¥15,000**

但「教育委員会制度の概要」
7/19 14:00～ 研修会受講代として
上 記 正 に 領 収 いたしました

地方議員研究会

〒530-0001

大阪市北区梅田1丁目1-3-23F

TEL 06 (7878) 6297



出張調査届

平成28年 6 月 9 日

市 議 会 議 長 様

会派名 志政加古川

代表者 松本 裕一



このたび、調査のため下記により出張しますので報告します。

出張者氏名

西村 雅文

調査都市名及び調査内容

地方議員研究会 研修「教育委員会制度の概要」
(広島県広島市南区金屋町1-17 ワークピア広島)

出張期間 平成28年7月19日(火)～7月19日(火)(1日間)

旅 費 内 訳	日 当 (単価 円 日分)	円	経 路
	宿 泊 料 (単価 円 日分)	円	加古川駅
	鉄 道 賃 (4,750円 + 160円 × 2)	9,820 円	姫路駅
	急行料金 (4,070円 × 2)	8,140 円	広島駅
	航 空 賃 ()	円	稲荷町駅
	車 賃 ()	円	会場
	船 賃 ()	円	以下復路
	出席者負担金 (15,000円)	15,000 円	
	そ の 他 ()	円	
	合 計	32,960 円	

のぞみ

徒歩

JR

広島電鉄

※届出者が議員の場合は、代表者欄に記入のこと。



出張調査研修報告書

平成28年 7月19日

市議会議長様

会派名 志政加古川

出張者氏名 西村雅文



印

印

印

印

印

下記のとおり報告します。

日程 平成28年 7月19日～平成28年 7月19日 (1日間)

視察先 広島県広島市南区金屋町1-17 7-7ビル広島

視察(調査)事項

地方議員研究会 研修「教育委員会制度の概要」

復命事項(所見及び感想)

教育委員会の組織と運営について、制度が導入された経緯から変遷、
首長部局との関連、議員として持すべき視察等について詳細に述べられ、
大変意義深い研修であった。

別紙報告書作成

出張に伴う経費の精算

前渡金額 32,960 円

精算額 32,960 円 過不足額 0 円

※報告者が議員の場合は、出張者氏名欄に記入のこと。

受講報告書

志政加古川 西村 雅文

日 時：平成 28 年 7 月 19 日 14:00～16:30

場 所：ワークピア広島（広島県広島市南区金屋町 1-17）

主 催：地方議員研究会

テーマ：教育委員会制度の概要 今さら聞けない市役所の仕組み

講 師：川本 達志（自治体経営コンサルタント・元 廿日市副市長）

1956 年広島県生まれ。九州大学法学部卒。広島県庁において、公務員労務、基礎自治体の行財政指導、契約法務、県財政の健全化計画の策定などに従事。

2005 年 4 月に廿日市市に移り、分権政策部長を経て 2008 年 1 月副市長就任。

市の行政経営システム改革、中期財政運営方針の策定、廿日市市協働によるまちづくり基本条例策定などにあたる。副市長在職時に広島県立大学大学院修了。

2011 年 3 月から株式会社野村総合研究所上級コンサルタント。

2014 年 4 月に独立。

教育委員会制度の概要（教育委員会は独立行政委員会である）

□教育委員会制度が導入された経緯

戦前は、教育に関する事務は、専ら国の事務とされ、地方では府県知事及び市町村長が、国の教育事務を執行していた。

戦後、米国教育使節団の報告や教育刷新会議の提言に基づき、教育制度の抜本的な改革が進められた。その一環として、地方教育行政制度について、昭和 23 年に「教育委員会法」が定められ、教育委員会制度が導入された。教育委員の選任については、公選制が採用された。

「民主化」という美名の下に行われたことになっているが、果たして善意に基づいておこなわれたのかどうかは、大いに疑問である。「教育」とは国家の根幹をなすべきものであり、GHQ が日本を弱体化する事を目的に占領政策を推進したことは明確である。教育事務に国家の力が及ばないようにし、日本人をコントロールする為に導入された制度であると考えられる。

□平成 26 年度 改正

大津市のいじめ事件をきっかけに、教育行政の責任体制を明確にし、地域の民意が十分に反映され、最終的には国が責任を果たせる様に改正を行った。首長が議会の同意を得て、直接任免を行う教育長を責任者とする。いじめは「教育問題」ではなく「人権問題」として、首長が行うべき課題である。

□地方教育行政の組織及び運営に関する法律（地教行法）

・大綱の策定と総合教育会議

地方公共団体の長は、総合教育会議を招集し、教育基本法に則り、教育に関する総合的な施策の大綱を定め、公表しなければならない。

・教育長及び教育委員の選任

教育長及び教育委員は、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命する。

教育委員のうちに保護者である者を含まなければならない。

教育長の任期は3年、教育委員の任期は4年とする。

・国の関与

文部科学大臣は、都道府県又は市町村に対し、必要な指導、助言又は援助を行うことができる。

文部科学大臣は、緊急の必要があるときは、当該教育委員会に対して指示することができる。

・首長部局と教育委員会

教育委員会は教育分野に関し、相当広く権限を有している。首長は法律上口出しできず、教育委員会の独立性・政治的中立性を保障している。

□教育行政の世界は上位下達

教職員等の専門家集団が主に構成している。

□教科書採択問題

- ・竹富町（八重山採択地区協議会）の教科書選定問題

□視学官

- ・旧制度で、視学の統括および学事の視察や教員の監督を行う教育行政官。
- ・現制度で、文部科学省に置かれ、学校教育に係る専門的・技術的な助言を行う職。

□教職員の定数と給与

義務教育費国庫負担制度（義務教育費国庫負担法）

- ・文部科学省は、教員の定数と給与財源を握っている。

県費負担教職員制度（市町村立学校職員給与負担法）

- ・本来、市町村が教職員の給与費を負担すべきところ、優秀な教職員の安定的な確保と広域人事による適正な教職員配置の為、都道府県が全額負担。
- ・市町村立学校の教職員給与費を都道府県の負担とした上で、国が都道府県の実支出額の原則1/3を負担。（三位一体の改革で1/2→1/3）

国庫負担対象人員：約70万人

平成27年度予算額：約1兆5千億円

国が定める定数を超えて自治体が配置しようとする、給与は全額自治体負担（総額裁量制の導入 H.16）

□総額裁量制

義務教育費国庫負担金の総額の範囲内で、給与額や教職員配置に関する地方の裁量を大幅に拡大する仕組み（平成 16 年度から導入）

□首長への権限の集中と教育委員会

- ・教育長・教育委員の任命権
- ・総合教育会議の主宰
教育大綱を定める
緊急の場合に協議の場とする
- ・予算編成権・財産の取得・処分
学校の大規模改修や統廃合
備品の購入等

教育への民意の反映という面から、文部科学大臣が教育政策の責任者であるように、責任者を首長に一元化すべき。

□学習指導要領（学校教育法に基づき、文部科学大臣が定める命令）

全国のどの地域で教育を受けても、一定水準の教育を受けられるようにするため、学校教育法に基づき、教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準を定めた法令である。

□地方教育行政の課題

文部科学省⇒県教育委員会⇒市町村教育委員会⇒学校という中央からの統制がある中で、市町村教育委員会や学校は、実際には権力もなく身動きしにくいのに、責任だけは取られるようになっていくという歪みがあるのではないかと。

地域の小中学校への期待を、どの様に教育行政に反映させていくのか。「民意の反映」という点では、議会も予算審議などを通じて、教育委員会や首長に対して責任を果たすべきである。

- ・民主的教育はないのか。
- ・文部科学省の言う事は聞けて、市民の声は聞かないのか。

□議員としての視点

- ・安全で快適な教育環境を整える（学校施設の整備）
学校の統廃合、耐震工事
- ・安心して学べる学校づくり（いじめ対策）
人権問題としてのいじめ対策
いじめ防止対策推進法の実効性ある取組
- ・教員の意識改革（「教える」から「学ぶ支援」へ）
課題を解決するという学習など
- ・開かれた学校づくり
高校や企業との連携
- ・首長の教育方針（教育総合会議招集・大綱策定）
首長の政治的志向に行き過ぎがないかどうかのチェック

民意の反映は、教育委員会制度の中でされるべき

- ・学校を良くするために、親・教師・行政が何をすればいいのかを真正面から議論（教師の批判に終わらない）

□所感

教育委員会制度が導入された経緯について、講師とほぼ同じ認識であったので、非常に共感・共鳴を覚えた。被占領期に導入された制度が現在も継続されているという事は、ある意味でいまだに占領されているという視点で考えなければ、的外れな議論になってしまう危険がある。

「教育」とは国家の根幹をなすべきものであるにも関わらず、非常に閉鎖的で、市民の意見が反映されにくいという事が大きな問題で、議会としても予算審議などを通じて、教育委員会や首長に対して責任を果たしていくべきである。

いじめの問題に関しては、現在の取組みは「対処療法」のみが行われているが、本来は「予防」すべき問題である。具体的には、子どものコミュニケーション能力を向上させたり、先祖や地域・国家、そして自らに「自信や誇り」が持てるような教育をすることが求められる。

有意義な研修に派遣していただいた、各位に心から感謝を申し上げます。
ありがとうございました。

代 表 者	経理責任者
	

支 払 伝 票			経理番号
			8
会 派 名	志政加古川	年 度	平成 2 8 年度
項 目	研 修 費	金 額	87,900 円
内 容	「空き家に関する地方公共団体の取組み」「指定管理者制度と公共施設」		
支 払 先	(株)地方議会総合研究所	支払年月日	平成 28 年 8 月 23 日
備 考			

領収書又はこれに準ずる書類を添付すること（書類が多い場合は裏面に続く）

領収証

No

平成 28 年 8 月 23 日

西村 雅文 様

金 額

¥25,000

但 8 月 23 日セミナー受講料として
 上記正に領収いたしました

内	
消費税等	
現 金	



〒152-0032

東京都目黒区平町1-9-15

株式会社 地方議会総合研究所



領収証

No.

織田 正樹 様

平成 28 年 8 月 23 日

金 額 **¥25,000**

内
消費税等

現 金

但 8月23日セミナー受講料として
上記正に領収いたしました

収入印紙

〒152-0032

東京都目黒区平町1-9-15

株式会社 地方議会総合研究所

係

領収証

No.

建部 正人 様

平成 28 年 8 月 23 日

金 額 **¥25,000**

内
消費税等

現 金

但 8月23日セミナー受講料として
上記正に領収いたしました

収入印紙

〒152-0032

東京都目黒区平町1-9-15

株式会社 地方議会総合研究所

係

出張調査届			
		平成28年 6 月 9 日	
市議会議長様		会派名 志政加古川	
		代表者 松本 裕一	
このたび、調査のため下記により出張しますので報告します。			
出張者氏名 織田 正樹 (松本 裕之) 西村 雅文 建部 正人			
調査都市名及び調査内容 地方議会総合研究所 研修「空き家に関する地方公共団体の取り組み」 「指定管理者制度と公共施設」 (京都府京都市下京区室町通高辻上る山王町561 京都私学会館)			
出張期間 平成28年8月23日(火)～8月23日(火)(1日間)			
旅 費 内 訳	日 当 (単価 円 日分)	円	経 路
	宿 泊 料 (単価 円 日分)	円	加古川駅
	鉄 道 賃 (1,940円 + 210円 × 2)	4,300 円	京都駅
	急行料金 ()	円	地下鉄
	航 空 賃 ()	円	四条駅
	車 賃 ()	円	会場
	船 賃 ()	円	以下復路
	出席者負担金 (25,000円)	25,000 円	
	そ の 他 ()	円	
	合 計	29,300 円	

※届出者が議員の場合は、代表者欄に記入のこと。
29,300円×4名=117,200円



出張調査研修報告書

平成28年9月27日

市議会議長様

会派名 志政加古川

出張者氏名 建部 正人

西村 雅文

織田 正樹

下記のとおり報告します。

日程 平成28年8月23日

視察先 京都（TKP四条烏丸カンファレンスセンター）

視察（調査）事項

（株）地方議会総合研究所 地方議会議員セミナー

「空き家に対する地方公共団体の取り組み」「指定管理者制度と公共施設」

復命事項（所見及び感想）

別紙

出張に伴う経費の精算 ￥117,200

前渡金額 ~~787,900~~ 円

精算額 ￥87,900 円 過不足額 △29,300 円

※報告者が議員の場合は、出張者氏名欄に記入のこと。

※松本裕え議員については、母親、病院検査の為欠席

キャンセル料、負担金等の支払いはなし。

研修報告書

空き家に関する地方公共団体の取り組み

日時 平成28年8月23日(火)9時30分

場所 京都

講師 神奈川大学法学部教授 幸田雅治

志政加古川 建部正人

全国で増え続ける空き家の問題について、地方自治体として、また、議会・議員としてどのように取り組めばよいのか、理解を深める為、研修に参加して参りました。

まずは、空き家の状況についての説明がありました。総住宅数は平成25年の調査では6063万戸と5年前に比べ305万戸増加しているが、空き家数は820万戸で5年前に比べ、63万戸増加している現象があります。新しく住宅を建てているが、同時に空き家が増えている。また、共同住宅は、住宅全体に占める割合が42.4%であり都市部で増加傾向にあります。日本全体の総世帯数5240万世帯に対して、住宅ストックは16%多い状態であり、量的には充足している見解であります。

空き家の発生による問題として①防災性の低下②防犯性の低下③ごみの不法投棄④衛生の悪化・悪臭の発生⑤風景・景観の悪化⑥その他が挙げられる。

平成26年11月27日「空き家等対策の推進に関する特別措置法」が公布されました。これによって、市町村に空き家等対策計画の策定が促されています。しかし、すでに401の自治体が空き家条例を制定していました。法律化されたことで、条令を法律と整合性を取る為に改正する必要性が生じてきました。空き家問題は、その原因等を含め、地域の実情が異なっており、それぞれの地域の実態を踏まえて条例で制定することが、適切な分野の行政であると苦言が述べられていました。また、法律で一律の仕組みを規定しようとする事は無理があり、自治体で条例を制定し、対応してきたものを、あえて法律で定める必要性は低いし、地方分権の観点からも有害であると表現されていました。その他、特定空き家への措置においても、緊急の必要があるものにおいては、助言・指導・勧告を省略して命令することができるとされた条例もあったが、いずれの手続きも省略することは認められなくなった。このような状況の中、自治体として、どのように取り組んだら良いのか。まずは、実態把握が不可欠であり、空き家の認定、所有者の把握、立ち入り調査、老朽空き家に対する措置の選択等、法律への対処として、自治体の「自主解釈権」を発揮し、地域に合った条例の制定をしていく必要があると思われます。各自治体では、対応がそれぞれ違い、勧告・命令・公表・代執行と手続きがありますが、自治体の判断で代執行まで至るケースは稀で、法律に定められている手続きが必要となりました。加古川市においては、これら

の先進事例を参考にしながら、地域の実態を把握し、条令化していく事が重要であり、すでに空き家等が増加する現状を踏まえて、早急に対策を講じなければなりません。

また、ごみ屋敷問題についても触れられましたが、空き家問題とは発生原因が異なり、対策や対応も異なります。ごみ屋敷には居住者がいるからです。居住者には心身への配慮が必要となり、なんらかの障害や病気等により、ごみをため込む場合が多いとされています。空き家問題とは、区別して対処する必要があります。加古川市では、あまりごみ屋敷を問題化していないようですが、実際には存在するようで、これに対処する事も合わせて検討していく事が重要です。

この度の研修で、加古川市に内在する空き家問題、ごみ屋敷問題について、改めて考える良い機会となり、今後の議員活動に大いに役立つものと考えます。

指定管理者制度と公共施設

日時 平成28年8月23日(火) 13時00分

場所 京都

講師 神奈川大学法学部教授 幸田雅治

志政加古川 建部 正人

まず、指定管理者制度について、平成15年、改正地方自治法が施行され、地方自治体の「公の施設」の管理に関する制度が改正されたことによって創設されました。この改正により、民間事業者やNPO法人、ボランティア団体等幅広い団体にも管理運営を委ねることができるようになり、「公の施設」の管理運営に民間の能力を積極的に導入していくことが可能になりました。

制度導入による新たな効果として、この制度では、営利企業その他、社会福祉法人等の公益法人、NPO法人及び法人格を持たない団体に対しても管理を行わせることができるようになり、施設の利用料を指定管理者の収入とできる他、利用の許可等、従来は民間企業が、行うことができなかった行政の権限までも、行わせることができるようになった事です。

また、効用として、公の施設を民間業者が、一元的に管理運営することによって、施設の効率的な運営管理がなされるほか、非営利活動団体(NPO)等が管理運営を担う場合には、住民が地域の施設の主体的に参画することが期待でき、官から民へのながれの下、同制度を活用しながら「住民自治」の意識高揚と醸成を図ることができるかとされています。

指定管理者制度のポイントとしては、法人その他の団体で議会の議決を経て指定した者が管理代行、地方公共団体の条例で、基本的な制度を設計、公の施設の管理運営業務を指定管理者に行わせることが可能とされています。ただ、問題

点として、企業的経営手法の導入により、公共経営と民間経営を同じに考えても良いのか、補完性の原理が誤用されていないか、住民との協働とはなにか、行政の説明責任において、行政評価・透明化が実質的に進展したのかなどの検証が必要となります。

そして、今後留意すべき意見として、指定管理者が代わることにより、引き継ぎ等で一時的にサービスの低下が発生する可能性がある。また指定期間が短いと、事業ノウハウが蓄積されない、指定期間以降の雇用が不安定である。そして、十分な管理経験を持たない団体が指定を受けた結果、十分なサービスの量や質が確保されない等の問題がある。

また、運用上の留意事項としては、指定管理者の選定の際の基準設定に当たっては、公共サービスの水準の確保という観点が必要である。適切な評価を行うに当たっては、当該施設の態様に応じて、公共サービスについて専門的知見を有する外部有識者等の視点を導入することが重要である。そして、指定管理者との協定等には、施設の種別に応じた必要な体制に関する事項、損害賠償責任保険等の加入に関する事項等の具体的事項をあらかじめ盛り込むことが望ましいし、委託料については、適切な積算に基づくものであることなど、説明がなされた。

運用については、公の施設の設置の目的を効果的に達成するために必要があると認めるときに活用できる制度であり、公共サービスの水準の確保という要請を果たす最も適切なサービスの提供者を、議会の議決を経て指定するものであり、単なる価格競争による入札とは異なるものである。その他、運用について様々な意見は述べられていますが、ポイントとしては、幅広く地方公共団体の自主性に委ねる制度になっていることであります。

また、公立図書館においては、日本図書館協会の見解を説明され、武雄市等での指定管理について、様々な問題点を指摘され、図書館は指定管理制度に適用してはいけない見解を示されました。

議会としては、どのようにチェックを行うのか、適正な管理の確保は、報告書の評価、利用者の満足度、第三者評価の重要性を検証し、判断していくことが不可欠であると考えます。加古川市においても、様々な指定管理制度を導入しております。施設の状況を把握し、どのような指定管理が望ましいのか、サービスの低下を招いていないか、指定管理業者の運営は良好なのか、等々の評価を指定管理期間においても診査・検討し、次の指定管理選定に繋げていく必要があります。議会としても、しっかりと検証して行かなければなりません。

公共施設につきましては、平成26年に総務省より公共施設等総合管理計画策定指針が示され、各自治体が策定を促されています。地方財政措置も示され、加古川市においては、本年、策定が急がれています。計画策定に要する経費については、特別交付税措置が本年までとなっております。先進の自治体では、すで

にアクションプランを策定し、実施しているが、加古川市では、まだ、これからである事を認識し、計画の内容を検証し、将来を見据えた計画なのか、検証と評価の重要性を議論して行く必要があると考えます。

今セミナーにおいて、学んだ事を参考に、今後の議員活動に活かしていきたいと考えます。



地方議会議員セミナー参加報告書

志政加古川

織田 正樹

空き家対策・指定管理者制度と公共施設

講師：幸田 雅治（神奈川大学法学部教授・弁護士）

日程：平成 28 年 8 月 23 日（火）

場所：TKP 四条烏丸カンファレンスセンター

I. 空き家に対する地方公共団体の取り組み

1. 空き家に関する現状と課題

空き家率は、H25 年住宅・土地統計調査によると、総住宅数 6,063 万戸のうち空き家数が 820 万戸あり 13, 5%ある。別荘等の二次的住宅を除いた空き家率は、12, 8%である。特に、二次的住宅と賃貸用又は売却用の空き家を除いた、人の住んでいないその他空き家が増加している。

アパートの空き家率は、相続税対策のアパート新築の増加を原因とする、需要と供給の差が拡大し、空室率が上がっている。その他空き家は管理が不十分になりがちであり、次の問題がある。①防災性の低下②防犯性の低下③ごみの不法投棄④衛生の悪化、悪臭の発生⑤風景、景観の悪化⑥雑草の繁茂、樹枝の越境、落葉の飛散等

2. 空き家対策条例の制定状況

H27 年 4 月現在において、空き家及び老朽空家に対して、生活環境の保護、防犯・防災に関する条例が、431 条例が制定されている。特に、緊急安全措置、長屋に対する規定等「空き家対策特別措置法」に規定されていない部分についても規定している条例がある。

3. 空家対策措置法の問題点

空家対策特別措置法は地域の特性、状況に関係なく法律で一律に規定している為、制定すべきでなかったと考えられる。

4. 空き家対策の関連する法的諸問題

- ① 長屋についての規定がない。②特定空家に限らず、既存の条例の方が現実的な適用ができる。③緊急安全措置がとれない。④解決への具体策が示されていない等の問題があり、それぞれの地域の実情に合った条例を設置すべきである。

5. 議会・議員の役割

地域住民のニーズに応えるべく、①現状把握し②執行部の対応状況を明らかにし③住民のニーズを政策へ反映させる。④地域の実情に合った条例を制定する。

6. ごみ屋敷対策

苦情原因解決のための支援を行う。また、ごみ屋敷には、居住者が存在し、何らかの問題発生の原因があることが考えられるので、福祉部門と連携して原因解決のための支援をすることが重要である。

7. 都市環境の視点から見た空き家対策

空家発生の原因は①住宅数と世帯数のミスマッチ②少子高齢化と世帯数の伸び率の低下。が考えられる。しかし、①新築至上主義をとる住宅政策②相続税対策としてのタワーマンション建設③固定資産税の評価基準④コンパクトシティを進める都市政策等により空き家の発生は止められないのが現状である。

所感

今後は、議会の重要な機能である「監視機能」を発揮し、市民ニーズに対応しすべく政策へ反映しなければならない。さらに自治体の実情に応じた条例を制定し、空き家の発生を防ぎ、利活用を進める。空家発生の原因を解明し、住宅の需要と供給のミスマッチを防ぐ「都市計画」を実現する必要がある。

II. 指定管理者制度と公共施設

1. 公共経営とは

住民の多様なニーズを把握したうえで、公共性を確保した中で住民ニーズに沿った問題化帰結を行うことが地方行政の役割である。

2. 指定管理者制度の概要

公の施設の管理運営に民間の能力を積極的に導入する事が大切である。

3. 制度採用の可否

企業の経営手法の導入する事は、民営化による市場原理の導入による公共性や公益的価値が軽視される懸念がある。指定管理の期間が短期間の場合、雇用が不透明であり、事業ノウハウが蓄積されずサービスの量や質が確保されない。

4. TUTAYA図書館の惨状

武雄市を初め海老名市、多賀城市等で TUTAYA 図書館が開館した。武雄市図書館は、当時の樋渡市長が市議会に諮ることなく CCC を指定管理に指定し開館したが、後に購入図書の問題や個人情報の問題が発覚した。

5. 条例制定（指定の手続き、業務の範囲、管理の基準）

指定管理者制度のプロセスは①条例制定②候補者選定③議会の議決④管理開始であり、指定に至るまでにおいて議会の関与により、透明性と公正性を担保しなければならない。

6. 議会・議員の役割

地方自治法 244 条の 2 により議会の議決を必要とすることが規定されている。指定管理者に対しての手続きや管理基準及び業務範囲等についての条例の制定が必要である。また同法に基づき適正な管理ができているかのチェックが必要である。

7. 公共施設マネジメントと住民の合意形成

今後社会保障費の増加により財政状況が厳しさを増す中において、過去に建設された公共施設の老朽化が進行し、維持補修費が増加する。また少子高齢化、市民ニーズの多様化による公共施設の在り方の見直しが急がれる。①公共施設の実態把握②公共施設マネジメントの基本方針の策定③市民の合意形成という順序で再編スケジュールの策定を行う。市民への情報提供を丁寧に行い、社会的価値・効果を明確に共有することが必要である。公共施設マネジメントは、長期的な視野に立って実体の分析を十分に行い、根本は何かを合理的に判断し、住民に政策を伝え住民とともに作ることが最も重要である。これが議員及び議会の役割である。

所感

空き家に対する件にしても、指定管理制度や公共施設マネジメントにしても、地域住民のニーズを把握し執行部の対応を明らかにし、いかに住民ニーズを市政に反映させることが重要であるか。また、法律に基づき住民とともに政策を作っていくことが重要であるという事を認識できたことは、これからの議員活動のために有意義な研修であった。

以上

受講報告書

志政加古川 西村 雅文

日 時：平成 28 年 8 月 23 日（火） 9:30～16:30

場 所：TKP 四条烏丸カンファレンスセンター

（京都府京都市下京区仏光寺通室町東入釘隠町 247 番）

主 催：地方議会総合研究所

テーマ：1、「空き家に関する地方公共団体の取組み」

2、「指定管理者制度と公共施設」

講 師：幸田 雅治（神奈川大学法学部教授・弁護士）

1979 年：自治省入省、内閣官房内閣審議官、自治省大臣官房国際室長、総務省自治行政局行政課長、総務省消防庁国民保護・防災部長等、中央大学大学院公共政策研究科客員教授、明治大学大学院非常勤講師

主な著書

「危機発生後の 72 時間」、「政策形成・自治体法務」、「政策法務の基礎知識（改訂版）」、「安全・安心の行政法学」、「市町村合併による防災力空洞化」

所属学会

日本自治体危機管理学会副会長、日本協働政策学会理事、日本計画行政学会理事、日本行政学会、日本地方自治学会

1、「空き家に関する地方公共団体の取組み」9:30～12:00

1. 空き家に関する現状と課題

平成 25 年住宅・土地統計調査

- ・総住宅数は 6,063 万戸と、5 年間で 305 万戸（5.3%）増加
- ・空き家数は 820 万戸と、5 年間で 63 万戸（8.3%）増加
- ・空き家率（総住宅数に占める割合）は、13.5%と 0.4 ポイント上昇し過去最高
- ・別荘等の二次的住宅数は 41 万戸。二次的住宅を除く空き家率は 12.8%

人口が減少しているのに建築物は増えていて、容積率の緩和により建築物が高層化している事が背景にある。

- ・共同住宅数は 2,209 万戸で、5 年間で 141 万戸（6.8%）増加
- ・住宅全体に占める割合は、42.4%と 5 年間で 0.7 ポイント上昇

相続税対策の為、タワーマンションで老後を送る高齢者が増えている。（超高齢化単身世帯の増加）

共同住宅の空き家率は上がっており、その他空き家は管理が不十分になりがちであ

り、防災性の低下・防犯性の低下・ゴミの不法投棄・衛生の悪化、悪臭の発生・風景、景観の悪化・雑草の繁茂、樹枝の越境、落葉の飛散等が問題となっている。

2. 空き家対策条例の制定状況

平成 22 年 7 月に埼玉県所沢市で制定された「所沢市空き家等の適正管理に関する条例」が第 1 号で、その後 3 年半の間に 355 条例が制定され、空き家及び老朽空家に対して、生活環境の保護、防犯・防災に関する条例が、平成 27 年 4 月 1 日現在で、431 条例が制定されている。特に、緊急安全措置、長屋に対する規定等「空き家対策特別措置法」に規定されていない部分についても規定している条例がある。

3. 空家対策措置法の問題点

空き家対策は、地域の特性や状況に応じて地方自治体で行われるべきであり、空家対策措置法は、国と地方の役割分担が適切ではなく、地方分権を全く理解しない法律である。

4. 空き家対策に関連する法的諸問題

特定空家に限らず、既存の条例の方が現実的な適用ができる。緊急安全措置がとれない。解決への具体策が示されていない等の問題があり、それぞれの地域に合った条例を、どんどん制定すべきである。

5. 議会・議員の役割

空き家・ゴミ屋敷に関する現状を把握する。議会の重要な機能である「監視機能」を発揮し、執行部の考え方や対応状況を明らかにし、議会としての「意見」や「要望」などを積極的に明らかにする。住民相談に親身になって対応し、個別の問題を公共化する。地域の実情に合った条例を、議会政策条例として制定する。空き家対策政策を議決事項として追加する。

6. ごみ屋敷対策

ごみ屋敷には、居住者が存在し、個人の財産を「ゴミ」と勝手に決めつけることは出来ない。問題発生には因果関係があることが考えられるので、福祉部門と連携して原因解決のための支援をすることが重要である。

7. 都市環境の視点から見た空き家対策

国交省住宅局の「地方公共団体における空き家調査の手引き」(平成 24 年 6 月)によると、「住宅数と世帯数のミスマッチ」、「少子高齢化や世帯数の伸び率の低下」が空き家発生の原因とされているが、『真の原因』は、「新築至上主義(景気対策としての建設ラッシュ)」、「中古住宅市場の未発達」などの『住宅政策』や、「高層マンションの相続税評価(タワーマンション節税)」、「築何年で評価する固定資産税」、「土地利用転換の困難性」、「コンパクトシティを推進する都市政策」等であり、空き家の発生は止められないのが現状である。

8. 所感

議会・議員としての取り組み方を具体的に聞いたのが、本研修の最大の収穫であったと思われる。住民相談に親身になって対応し個別の問題を公共化することや、空き家・ゴミ屋敷に関する現状を把握し、議会の重要な機能である「監視機能」を発揮し、執行部の考え方や対応状況を明らかにする。議会としての「意見」や「要望」などを積極的に明らかにし、条例制定に取り組むなど、具体的な行動指針を示され大変有意義であった。

2. 「指定管理者制度と公共施設」 13:00～16:30

1. 指定管理者制度の概要

指定管理者制度は、平成 15 年 9 月 2 日、改正地方自治法が施行され、地方自治体の「公の施設」の管理運営に関する制度が改正されたことによって創設された。

民間事業者や NPO 法人・ボランティア団体等、幅広い民間の活力を積極的に導入する事が重要となっている。

2. 制度採用の可否

企業的経営手法（NPM）を導入する事は、顧客志向型行政に傾くことが考えられ、公共経営と民間経営を同じに考えて良いのか、民営化による市場原理の導入による公共性や公益的価値が軽視される懸念がある。経済的価値だけでなく、公益的価値も追及する必要がある。

3. TUTAYA 図書館の惨状

図書館の公共性を破壊している。

TUTAYA 図書館が開館した。武雄市図書館は、当時の樋渡市長が市議会に諮ることなく CCC（カルチャー コンビニエンス クラブ）を指定管理者として開館したが、図書館運営に対して全くのシロウトであった事が原因で、購入図書の選定問題や、T ポイントカードに絡む個人情報の問題が発覚した。

図書館や病院などは、指定管理者制度はなじまず、民間に移管した方が良い。

4. 条例制定

指定管理者制度のプロセスは、1. 条例制定、2. 候補者選定、3. 議会の議決、4. 管理開始であり、指定に至るまでのプロセスにおいて議会を関与させることにより、恣意性を排除し、透明性と公正性を担保すべきである。

5. 議会・議員の役割

地方自治法 244 条により、指定管理者の指定や予算案などは、議会の議決を必要とすることが規定されている。報告書の評価や利用者の満足度調査など、適正な管理の確保（モニタリング）をする必要がある。第三者評価の重要性も考慮すべきである。

6. 公共施設マネジメントと住民の合意形成

過去に建設された公共施設の老朽化が進行し、維持補修費が増加し、順次更新が必要になってくる。今後、社会保障費の更なる増加により、財政状況は厳しさを増す為、限られた財源の中で住民サービスを継続して実施する為には、公共施設の在り方を見直す必要がある。また少子高齢化、市民多様化によるニーズの変化に対応した、公共施設の機能に転換していく見直しが急がれる。

・公共施設マネジメントと市民参加の重要点

1. 公共施設の実態把握
2. 公共施設マネジメントの基本方針の策定
3. 市民の合意形成という順序で再編スケジュールの策定を行う

市民との合意形成につながる情報の可視化を推進し、単なる費用対効果ではない「社会的効果（価値）」は何かを明確にし、共有すること重要である。

日本の公共政策に欠けていることとして、「長期的な視野に立ってエビデンスベースの政策議論を行うこと」、「幅広いアクターの政策形成への参加を促進すること」、「政策課題の可視化と政策議論の透明性を図っていくこと」等がある。

・自治体の公共経営に果たす地方議会の役割

1. 住民ニーズの的確な把握と反映
2. 応答性の確保（住民との協働や双方向性を確保）
3. 議会における政策議論（公共性の確保、住民と議会との相互関係）

○議会の中で、住民が質問をする機会を作る等

8. 所感

市民のニーズを的確に把握し、執行部の考え方や対応を明らかにして、市政に反映していくという、極めて基本的なことが「住民満足度の向上」に重要であることを、改めて実感した研修であった。また、講師のアイデアである、「議会の中で、何らかの形で住民が質問や提案をする機会を作る」ということに対しては、住民とともに政策を作っていくという意味においては利点もあるが、「議員」の存在価値の低下にもつながりかねず、慎重に進めるべきであると考ええる。

以上

代 表 者	経理責任者
	

支 払 伝 票			経理番号 9
会 派 名	志政加古川	年 度	平成28年度
項 目	広報費	金 額	5,378円
内 容	紙バック緑茶 (おーいお茶) 120本		
支 払 先	(株)マルアイ野口店	支払年月日	平成28年7月15日
備 考	平成28年7月15日 (金) 野口公民館 大ホール 市政報告会参加者用 紙バックお茶		

領収書又はこれに準ずる書類を添付すること (書類が多い場合は裏面に続く)

2016年07月15日 (金)

志政加古川 様 領 収 証

¥ 5, 3 7 8 -

上記正に領収しした (消費税等 398円を含みます)

株式会社マルアイ 野口店
〒675-0017 加古川市野口町良野974
TEL 079-454-1250

※保管上のお願
財布等で保管戴く場合は、印刷面を内側に折って保管願います。

担当者

0003-1225-4795



野口店 ☎ 079-454-1250

当店では加古川市との協定により
レジ袋は配布していません。お買
い物にはマイバックをご持参下さ
い。皆様のご理解とご協力お願い
致します。

※ 令和4年7月15日 (金) 14:45 印 0003
2016年07月15日 (金) 14:45 印 0003

買No00005169

おーいお茶 緑茶
10コX単498 ¥4,980

小計 ¥4,980

外税8タイプ ¥4,980

外税8 ¥398

合計 ¥5,378



店No00504

レジートNo4795

代 表 者	経理責任者
	

支 払 伝 票			経理番号
			10
会 派 名	志政加古川	年 度	平成28年度
項 目	費 金 額	円	
	広 報	180,432	
内 容	ホームページ作成		
支 払 先	(株)ウイズグロー	支払年月日	平成28年 8月 29日
備 考			

領収書又はこれに準ずる書類を添付すること（書類が多い場合は裏面に続く）

裏面に貼付

ご利用明細

本日はご利用いただきありがとうございます。
ご利用明細をご確認のうえ、お持ち帰りください。
裏面のご案内もあわせてご覧ください。

SMBC

☆☆お振込☆☆

お振込金額 ￥180,000
振込手数料 ￥432
お取引後残高 

お受取人は

カフツキカイツウ ウイズグロー 様

お振込人は

ツセイカコカフ, カイケイ ニシムラ マサフミ 様

お取扱日28. 8. 29 電信振込

取扱店 4317A 振替 年 月 日 28. 8. 29 時刻 13:46

銀行番号 店番号 口座番号等 6177

印紙税申告
付につき
税務署承認
済

三井住友銀行

請求書

No. S00529

2016年 8月 16日



(株)ウィズグロ 広告部 ウィズ・ア

〒675-0150

兵庫県加古郡播磨町南野添1-1-33

TEL. 078-942-7878

代表者:

下記の通り御請求申し上げます。

今回御請求額 ¥180,000

税抜合計 166,667 消費税額 13,333

お客様番号

様

兵庫県加古川市加古川町北在家2000

Tel: 079-427-9394

Fax:

志政加古川

品番	品名	数量	単位	単価	金額	備考
hp	HP基本料金	1	式	50,000.	50,000	3ヶ月込
	↑ [会派紹介・議員紹介・リンク]					
hptuip	追加制作ページ	1	頁	16,000.	16,000	
	↑ [問合せ/意見]					
hpac	HPお問合せフォーム	1	式	8,700.	8,700	
hptext	テキスト入力	4	頁	1,000.	4,000	
hpgazou	HP画像の制作・編集	1	式	10,000.	10,000	
hpmap	HP地図デザイン	1	点	3,000.	3,000	
hpd	HPドメイン取得代行費用	1	式	2,000.	2,000	
hpdcom	ドメイン費用 (.jp)	1	年	3,200.	3,200	年間費 [2016.8.16~2017.8.15]
hps	レンタルサーバー費用	12	月	500.	6,000	年間費 [2016.9.1~2017.8.31]
hpkannri	HP管理費・更新	12	月	2,500.	30,000	更新3回/月は無料
hps	スマホ対応 (製作費の40%)	1	式	36,680.	36,680	
n	値段調整	1	式	-2,913.	-2,913	
小計					166,667	

銀行 支店 株式会社ウィズグロ

経理要領 様式第1号

代 表 者	経理責任者
	

支 払 伝 票			経理番号
			//
会 派 名	志政加古川	年 度	平成28年度
項 目	費	金 額	円
	広 報		1,700
内 容	加古川市立 両荘公民館 使用料(大ホール)		
支 払 先	両荘公民館	支払年月日	平成28年 9月17日
備 考			

領収書又はこれに準ずる書類を添付すること（書類が多い場合は裏面に続く）

裏面に貼付

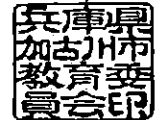
様式第2号(第7条関係)

加古川市立 両 荘 公民館使用許可書

加古川市教育委員会

第 93 号
平成28年 9 月 17 日

加古川市教育委員会



申請のあった加古川市立 両 荘 公民館の使用については、次のとおり許可する。

使用目的		市 政 報 告 会					
No.	使用年月日	室 名	使用 時 間	人 数	冷 暖 房	※使用料	
1	28年10月30日	大ホール	18時00分～17時00分	100	要・不要	1700	円
2	年 月 日		時 分～時 分		要・不要		円
3	年 月 日		時 分～時 分		要・不要		円
4	年 月 日		時 分～時 分		要・不要		円
※使用料 合 計		1,700 円	減額 免除	規則第8条第1項第 号該当			

許可条件

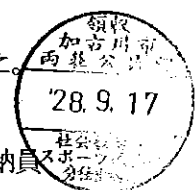
- ・ 使用後は清掃すること。
- ・ ゴミは持ち帰ること。

領 収 書

使用料として、上記記載の金額を領収しました。

28 年 9 月 17 日

社会教育・スポーツ振興課分任出納員



代 表 者	経理責任者
	

支 払 伝 票			経理番号
			12
会 派 名	志政加古川	年 度	平成28年度
項 目	費 金 額	円	
	広報	2,066	
内 容	封筒長形3号 A4サイズ横3つ折り×300枚(市政報告案内用)		
支 払 先	(株)ナフコ	支払年月日	平成28年 9月23日
備 考			
領収書又はこれに準ずる書類を添付すること(書類が多い場合は裏面に続く)			

領 収 証		No 015347
志政加古川 様		平成28年9月23日
金 額	千 百 十 円	¥ 2,066
(内消費税 150 円を含む)		
但し 封筒		
上記の通り正に領収致しました。		
印紙税申告納付につき小倉税務署承認済	ナフコ 南加古川店 TEL 079-456-6301	
株式会社ナフコ 本社：福岡県北九州市小倉北区魚町2-6-10		取扱者印 
		金額を訂正したもの又は取扱者印なきものは無効

代 表 者	経理責任者
	

支 払 伝 票			経理番号
			13
会 派 名	志政加古川	年 度	平成 2 8 年度
項 目	費 金 額	円	
	広報	17,984	
内 容	会派市政報告会 案内状 送付 ^{郵送費} 		
支 払 先	日本郵便(株)	支払年月日	平成 28 年 9 月 28 日
備 考			

領収書又はこれに準ずる書類を添付すること、(書類が多い場合は裏面に続く)

領収書

毎度ありがとうございます

様

[別納引受]	
区内特別基 (定)	20.5g
072 125通	¥9,000
小 計	¥9,000
郵便物引受合計通数	125通
課税計	¥9,000
(内消費税等	¥666)
非課税計	¥0
△計	¥9,000
合計	¥10,000
お預り金額	¥1,000
おつり	

印紙税申告納
付につき廻町
税務署承認済



〒100-8798 日本郵便株式会社
東京都千代田区霞が関1-3-2
取扱日時: 2016年 9月28日 10:58
担当:
発行No. 160928A7752 端N69箱01
連絡先: 加古川郵便局
TEL: 079-422-3383

郵便局からのお知らせ



**ご注意
ください!**

「レターパックなどで現金送れ」は
全て詐欺です。

レターパックで現金を送ることは郵便法違反です。

領収書

毎度ありがとうございます

様

[販売]	
伝統的工芸品シリーズ第4集	
82円 20枚	¥1,640
小 計	¥1,640
課税計	¥0
(内消費税等	¥0)
非課税計	¥1,640
△計	¥1,640
合計	¥2,000
お預り金額	¥360
おつり	

印紙税申告納
付につき廻町
税務署承認済



〒100-8798 日本郵便株式会社
東京都千代田区霞が関1-3-2
取扱日時: 2016年 9月28日 10:56
担当:
発行No. 160928J5693 端N68箱03
連絡先: 加古川郵便局
TEL: 079-422-3383

郵便局からのお知らせ



**ご注意
ください!**

「レターパックなどで現金送れ」は
全て詐欺です。

レターパックで現金を送ることは郵便法違反です。

領収書

毎度ありがとうございます

様

[別納引受]	
区内特別基 (定)	20.5g
072 102通	¥7,344
小 計	¥7,344
郵便物引受合計通数	102通
課税計	¥7,344
(内消費税等	¥544)
非課税計	¥0
△計	¥7,344
合計	¥10,000
お預り金額	¥2,656
おつり	

印紙税申告納
付につき廻町
税務署承認済



〒100-8798 日本郵便株式会社
東京都千代田区霞が関1-3-2
取扱日時: 2016年 9月28日 9:09
担当:
発行No. 160928A1171 端N01箱01
連絡先: 国包郵便局
TEL: 079-438-0050

郵便局からのお知らせ



**ご注意
ください!**

「レターパックなどで現金送れ」は
全て詐欺です。

レターパックで現金を送ることは郵便法違反です。

代 表 者	経理責任者
	

支 払 伝 票			経理番号
			14
会 派 名	志政加古川	年 度	平成28年度
項 目	資料作成費	金 額	48円
内 容	コピー代 53枚 (6月分)		
支 払 先	(株)六甲商会	支払年月日	平成28年7月21日
備 考			
領収書又はこれに準ずる書類を添付すること（書類が多い場合は裏面に続く）			

領 収 証

領収証No. 20160720161240988
 28年 7月 21日

下記の通り正に領収致しました。

志政加古川 様

金 額	¥48
-----	-----

6月分コピー代

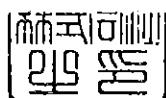


代 表 者	経理責任者
	

支 払 伝 票			経理番号
			15
会 派 名	志政加古川	年 度	平成28年度
項 目	備品・消耗品 資料作成	金 額	16,200円
内 容	コピーリース代 (6月分)		
支 払 先	神鋼リース(株)	支払年月日	平成28年07月27日
備 考			
領収書又はこれに準ずる書類を添付すること（書類が多い場合は裏面に続く）			

領 収 書

志政加古川 玉川 英樹



No. 00004599

2016 年 7 月 27 日

様

下記金額正に領収致しました。

取引種類	契約番号	領収回数	支払回数	リース料等	消費税額等	区分	備 考
リース		20	36	15,000	1,200	A3	DocuCentre-V C2275PFS-PC 1リース料
計				15,000	1,200		領 収 金 額 合 計 16,200.-

(ご説明) 1.消費税額等は、消費税と地方消費税の額の合計額です。

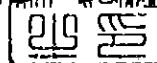
2.区分 A2:課税(5%) A3:課税(8%) A4:課税(10%) B:非課税 D:対象外 E:輸出免税

〒675-0131

兵庫県加古川市別府町新野辺畑下

1525-1525-1525 神鋼ビル2階

神鋼グループ株式会社



加古川営業所長

照会先電話番号

079-437-9536

A74-01

収入印紙

代 表 者	経理責任者
	

支 払 伝 票			経理番号
			16
会 派 名	志政加古川	年 度	平成28年度
項 目	資料作成費	金 額	19,959円
内 容	コピー代 3970枚 (6月分)		
支 払 先	富士ゼロックス兵庫(株)	支払年月日	平成28年08月01日
備 考			
領収書又はこれに準ずる書類を添付すること(書類が多い場合は裏面に続く)			

領 収 証

FX16-1029353

志政加古川

様

金額

¥19,959 ※

収
入
印
紙

但し 請求書通り

平成 28 年 08 月 01 日

上記の金額正に領収いたしました。

神戸市中央区浜辺通2丁目番30号

富士ゼロックス兵庫株式会社



扱 者 印



現金・小切手	¥	※
振 込	¥	※
手形・相殺	¥	※
計	¥	19,959 ※

(本証に社印および扱者印の無いもの、並びに金額の訂正したものは無効です。)

発行日：2016年07月04日
請求番号：760701-0059866

請求書

志政加古川

様

今回ご請求額

19,959円



富士ゼロックス兵衛

便度お引立を賜りありがとうございます。上記のとおりご請求申し上げます。
ご請求内容のお問合わせ、ご請求の住所、郵便名、届け日の変更の際は、下記にご連絡をお願いいたします。

お問合せ番号： 電話：0120-069-840

お支払約束手	2016年08月01日
お支払方	口盛振替
金融機関名	
支店名	
預金種目/口座番号	
指定口座名	上記お支払約束手に口座より 引落しさせていただきます。

料金額	品名	数量	単価	小計	合計
1	トータルサービス料	2016/06/01-2016/06/30			18481
2	黒モールド	19750以上	3133	1.80	5639
3	クリエーション	19750以上	556	14.00	7784
4	デジタル	19750以上	281	18.00	5058
5	ご使用合計		3970		
6					18481
7	【代金/料金合計】				18481
8	【消費税および地方消費税】				1478
9	【今回ご請求額】				19959
10					
11	※ご利用機種/機種番号: DocuCentre-V C2275 PFS-PC 602511				
12	1 (44093) (40928) (0) (32)				
13	2 (12236) (11674) (0) (6)				
14	3 (4094) (3810) (0) (3)				
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					

3 1 備考:

16500 00908 3304640502 30 0708 0C9
A-062400 0000 3304640502 510 1NK 0000 11040040

MF003

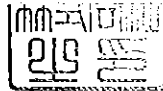
代表者	経理責任者
	

支 払 伝 票			経理番号
			17
会 派 名	志政加古川	年 度	平成28年度
項 目	備品、消耗品 費 資料費	金 額	円 16,200
内 容	コピーリース代(7月分)		
支 払 先	神鋼リース(株)	支払年月日	平成28年 8月29日
備 考			
領収書又はこれに準ずる書類を添付すること（書類が多い場合は裏面に続く） 裏面に貼付。			

領 収 書

志政加古川 玉川 英樹

様



No. 00004620

2016 年 8 月 29 日

下記金額正に領収致しました。

取引種類	契約番号	領収回数	支払回数	リース料等	消費税額等	区分	備 考
リース		21	36	15,000	1,200	A3	DocuCentre-V C2275PFS-PC 1リース料
計				15,000	1,200		領収金額合計 ￥16,200.-

(ご説明) 1.消費税額等は、消費税と地方消費税の額の合計額です。

2.区分 A2:課税(5%) A3:課税(8%) A4:課税(10%) B:非課税 D:対象外 E:輸出免税

〒675-0131

兵庫県加古川市別府町新野辺畑下

1525-125 加古川神鋼ビル2階

神鋼株式会社



加古川営業所長

照会先電話番号

079-437-9536

A74-03

収入印紙

代 表 者	経理責任者
	

支 払 伝 票			経理番号
			18
会 派 名	志政加古川	年 度	平成28年度
項 目	資料作成 費	金 額	円 29,741
内 容	コピー代 4,669枚(7月分)		
支 払 先	富士ゼロックス兵庫(株)	支払年月日	平成28年 8月31日
備 考			
領収書又はこれに準ずる書類を添付すること(書類が多い場合は裏面に続く)			
裏面に貼付			

領 収 証

FX16-1029691

志政加古川

様

金額

¥29,741 ※

収
入
印
紙

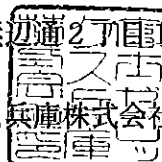
但し 請求書通り

平成 28 年 08 月 31 日

上記の金額正に領収いたしました。

神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号

富士ゼロックス兵庫株式会社



扱 者 印



現金・小切手	¥	※
振 込	¥	※
手形・相殺	¥	※
計	¥	29,741 ※

強

行號：2016年08月02日
行號：760801-0082533



富士ゼロックス兵庫

29,741 田

毎年度お取引立を購得ありがとがうす。上記のとおり一語式甲甲し上げます。

お問合せ番号: 電話: 0120-069-840

お支払約定期日	2016年08月31日	東証1部上場会社
お支払方法	口座振替	口座振替
お支払先	金種機関名	金種機関名
お支払先	本・支店名	本・支店名
お支払先	預金種目/口座番号	預金種目/口座番号
お支払先	指定口座名	指定口座名

料 金 項 目 / 品 名	期 間 / 送 品 N O	枚 数 / 数 量	単 価	小 計 (円)	合 計 (円)
1 ターナルサービスマシ	2016/07/01-2016/07/31				27538
2 黒主一ド	1カント以上	3219	1.80	5794	
3 クリエイション	1カント以上	1089	14.00	15246	
4 プルカラ	1カント以上	361	18.00	6498	
5 ご使用合計		4669			
6					275
7					22
8					29741
9					
10					
11 ※ご利用機種/機械番号:DocuCentre-V C2275 PFS-PC 602511					
12 今回 (前回) (テスト) (ミス)	2016/07/01-2016/07/31				
13 1 (47345) (44093) (0) (33)					
14 2 (13336) (12336) (0) (11)					
15 3 (4459) (4094) (0) (4)					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					

3.1 備考：

16500 00908 3304640502 31 0810 0C9
A-073411 0000 3304640502 510 1NK 0000 11040040

M1F003

代 表 者	経理責任者
	

支 払 伝 票			経理番号
			木谷 19
会 派 名	志政加古川	年 度	平成 28 年度
項 目	資料購入費	金 額	1,640 円
内 容	書籍購入 藤田孝典著「下流老人」 1冊 82019 「貧困世代」 1冊 82019		
支 払 先	未来屋書店	支払年月日	平成 28 年 7 月 18日

未来屋書店

加古川店 TEL079-456 1125
<http://www.miraiyashoten.co.jp/>

領 収 証

添付すること（書類が多い場合は裏面に続く）

2016年 7月18日(月) 14:19 No:0002

9784022736208 1920295007609
 7209文庫・新書 ¥820
 9784062883580 1920236007606
 7209文庫・新書 ¥820

小 計 ¥1,640
 内税対象額 ¥1,640
 (消費税等内税 ¥121)
 合 計 ¥1,640

お預り ¥2,000
 (消費税等 ¥121)
 お釣り ¥360

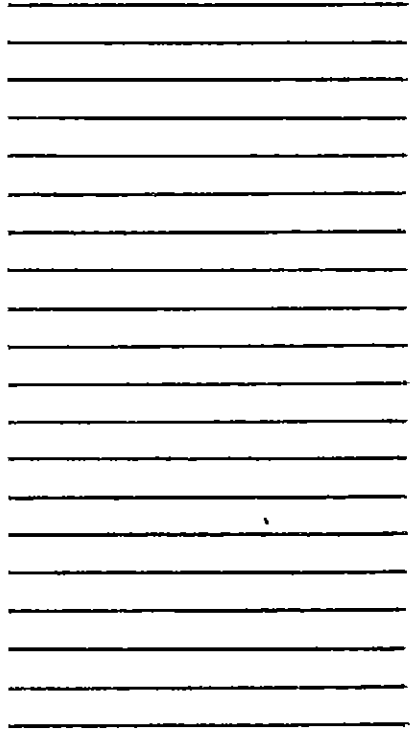


a0002910900001640a

販売:00008881:

責No:00008881:

取引No9109 2点買



※ 520 下流老人

下流老人

一億総老後崩壊の衝撃

藤田孝典
Fujita Takanori

藤田孝典



Asahi Shinsho 520



朝日新書



9784022736208



1920295007609

ISBN978-4-02-273620-8

C0295 ¥760E

朝日新聞出版

定価：本体760円＋税



藤田孝典 ふじた たかのり

1982年生まれ。NPO法人ほろろぐ代表理事。聖学院大学人間福祉学部客員准教授。反貧困ネットワーク局長代表。フミツク食料政策プロジェクト共同代表。厚生労働省社会保険審議会特別委員会、ソーシャルワークとして現場で活動する一方、生活保護や生活困窮者支援のあり方に關する提言を行う。著書に『ひとりも救えな』など。

貧困世代

社会の監獄に閉じ込められた若者たち

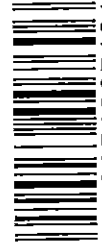
藤田孝典

貧困世代



9784062883580

ISBN978-4-06-288358-0
C0236 ¥760E (0)



定価：本体760円（税別）

若者の現実を
大人はわかっていない
結婚・出産なんて
「ぜいたく」だ

学生はブラックバイトで
こき使われて学ぶ時間がない。
社会人は非正規雇用や
奨学金返還に苦しみ、
実家を出られない。
栄養失調、脱法ハウス、
生活保護……
彼らは追いつめられている。

20万部超のベストセラー
『下流老人』は序章だった！



社会から強いられれた貧困に
直面している、日本史上でも
類を見ない、特異な世代

「大多数の若者たちは、現代日本の社会構造のおかげ
で、夢や希望を叶える活力を持ちながらも、それを生か
せずにもがいている。しかも悪いことに、若者たちは支
援が必要な存在だと認識されておらず、社会福祉の対
象としては扱われてこなかった。

貧困世代約3600万人はまるで、日本社会がつくった監
獄に閉じ込められている囚人のようである」

本書のおもな内容

- 第1章 社会から傷つけられている若者＝弱者
- 第2章 大人が貧困をわからない悲劇
- 第3章 学べない悲劇——ブラックバイトと奨学金問題
- 第4章 住めない悲劇——貧困世代の抱える住宅問題
- 第5章 社会構造を変えなければ、貧困世代は決して救われない

講談社現代新書

講談社現代新書

2358

代 表 者	經理責任者
	

支 払 伝 票			経理番号
			20
会 派 名	志政加古川	年 度	平成28年度
項 目	費 金	額	円
	資料購入		5,724
内 容	コミュニティ利用料、 BAN-net 15M コース利用料 放送料 (6月分)		
支 払 先	BAN-BANネットワークス(株)	支払年月日	平成28年 7月27日
備 考			

領収書又はこれに準ずる書類を添付すること（書類が多い場合は裏面に続く）

裏面に貼付

志政加古川 玉川英樹

領収書番号 : 2794
領収日付 : 2016/07/27
BAN-BANネットワークス(株)
〒675-0039
兵庫県加古川市加古川町栗津26-2

TEL 0120-34-1442
FAX 079-420-3734

領收書

2016年07月 ～ 2016年07月 領収分

¥5,724 -

[illegible]

代 表 者	経理責任者
	

支 払 伝 票			経理番号
			21
会 派 名	志政加古川	年 度	平成28年度
項 目	費 金 額	円	
	資料購入	5,724	
内 容	コミュニティ利用料 BAN-net 15Mコース利用料 放送料 (7月分)		
支 払 先	BAN-BANネット7-7ス(株)	支払年月日	平成28年 8月29日
備 考			

領収書又はこれに準ずる書類を添付すること（書類が多い場合は裏面に続く）

裏面に貼付

請求日	項目	請求期間
2016/08/27	BAN-net15Mコース利用料	2016/07/01 ~ 2016/07/31
2016/08/27	コミュニティ利用料 1 台	2016/07/01 ~ 2016/07/31

代 表 者	経理責任者
	

支 払 伝 票			経理番号 22
会 派 名	志政加古川	年 度	平成28年度
項 目	費 金 額	円	
	資料購入	5,724	
内 容	コミュニティ利用料 BAN-net 15Mコース利用料 放送料 (8月分)		
支 払 先	BAN-BAN ネットワークス(株)	支払年月日	平成28年 9月27日
備 考			
領収書又はこれに準ずる書類を添付すること（書類が多い場合は裏面に続く） 裏面に添付			

[illegible]

代 表 者	経理責任者
	

支 払 伝 票			経理番号
			23
会 派 名	志政加古川	年 度	平成28年度
項 目	備品消耗品費	金 額	1,954円
内 容	ブックエンド:1セット ホッチキス(10号用):5個 プリットレギュラー(スティックのり):3個		
支 払 先	ステフォレ	支払年月日	平成28年7月19日
備 考	会派控室用		

（書類が多い場合は裏面に続く）



兵庫県加古川市加古川町北在家793-1

TEL:079-154-1155

領 収 書

2016/07/19 (火) 15:21

No 0155

収 入

印 紙

志政加古川 様

¥1,954-

(消費税 8% 144)

別紙明細書参照



兵庫県加古川市加古川町北在家793-1
TEL: 079-451-1155

**** ご来月用月糸田 ****

2016/07/19(火) 15:21 店0001 No 0155
担当者 0031: [REDACTED]

コード	品名		金額
	数	単価	
4971760153014	ブックエンド No352 ブラ ック		
	1	1,000	1,000
4902870200022	ホッチキス針 小型・10 号シリーズ用 ●		
	5	90	450
4901480406046	ブリットレギュラー		
	3	120	360
外税対象額			1,810
消費税(8%)			144

合計 9点 ¥1,954

お預り ¥2,000
お釣り ¥46

ご利用ありがとうございます。

代 表 者	経理責任者
	

支 払 伝 票			経理番号
			24
会 派 名	志政加古川	年 度	平成28年度
項 目	備品消耗品費	金 額	1,728円
内 容	目玉クリップ中 (5個入り): 1パック ダブルクリップ大 (5個入り): 1パック マグネットクリップ: 5個		
支 払 先	ステフォレ	支払年月日	平成28年7月29日
備 考	会派控室用		



と(書類)

兵庫県加古川市加古川町北在家79
TEL: 079-451-1151

領 収 書

2016/07/29 (金) 13:02

No 0086

収 入

印 紙

志政加古川 様

¥1,728-

(内消費税 8% 128)

内訳別紙明細書参照



兵庫県加古川市加古川町北在家793-1
TEL: 079-451-1155
***** ご利用月日 *****

2016/07/29(金) 13:02 店0001 No 0086
担当者 0005: [REDACTED]
会員番号 [REDACTED] 松本 裕之 様

コード	品名	数	単価	金額
4901480417141	目玉クリップ中バック	1	200	200
4901480417264	ダブルクリップ大バック	1	150	150
4902787329182	POPマグクリップ 中 レッド	1	250	250
4902787629183	POPマグクリップ 中 イエロー	1	250	250
4902787929184	POPマグクリップ 中 ハイオレット	1	250	250
4902787829187	POPマグクリップ 中 オレンジ	1	250	250
4902787429189	POPマグクリップ 中 ブル	1	250	250

外税対象額 1,600
消費税(8%) 128

合計 7点 ¥1,728

お預り ¥2,000
お釣り ¥272

<ポイント情報>
* 外対象額
加算* 外
(Web* 外
合計* 外



ご利用ありがとうございます。

代 表 者	経理責任者
	

支 払 伝 票			経理番号 25
会 派 名	志政加古川	年 度	平成28年度
項 目	備品消耗品費	金 額	3,042円
内 容	プリンターインクカートリッジ (PGBK×2、C×1)		
支 払 先	ステフォレ	支払年月日	平成28年9月30日
備 考	CANON ix6380用		

領収書又はこれに準ずる書類を添付すること（書類が多い場合は裏面に続く）



兵庫県加古川市加古川町北在家793-1
TEL:079-451-1155

領 収 書

2016/09/30 (金) 11:45 No 0040

収 入

印 紙

志政加古川 様

¥3,042-

(内消費税 8% 225)

内訳 別紙 明細書 参照



兵庫県加古川市加古川町北在家793-1
TEL:079-451-1155

**** ご利用日 8月 30日 ****

2016/09/30(金) 11:45 店0001 No 0040
担当者 0030: 

コード	品 名	数	単価	金 額
4960999905211	キヤノン カートリッジ BC1-35 IC 838-829	1	801	801
4960999904573	キヤノン カートリッジ OPGBK 838-827	2	1,008	2,016

外税対象額 2,817
消費税(8%) 225

合計 3点 ¥3,042

お預り ¥10,100
お釣り ¥7,058

ご利用ありがとうございます

代 表 者	経理責任者
	

支 払 伝 票			経理番号
			26
会 派 名	志政加古川	年 度	平成28年度
項 目	費 金 額	円	
	備品消耗品	8,845	
内 容	ハクオリティペーパー A4 3箱、クリソホルター A4 2袋		
支 払 先	(株)フジヤ 號	支払年月日	平成28年 9月30日
備 考			

領収書又はこれに準ずる書類を添付すること（書類が多い場合は裏面に続く）

領 収 証

NO 122082

加古川市議会 志政加古川 様

28年 9月30日

領収金額

¥8845

収 入
印 紙

上記の金額正に領収いたしました。
但し

STATIONERY & OA

フジヤ 號

株式会社フジヤ 號

代表取締役 也 夫

内 訳		
現 金	✓	振 込
小切手		相 殺
手 形		消費税

☐ 営業本部 加古川市加古川町北在家2055番地
 ☎079-424-2485(代) FAX079-421-5188
☐ 技術部 加古川市加古川町北在家2252番地
 ☎079-424-2484(代) FAX079-425-8234
☐ ステフォレ 加古川市加古川町北在家793-1
 ☎079-451-1155 FAX079-451-1177
☐ 東京支店 東京都台東区花川戸1-10-13 元大ビルディング5階
 ☎03-5246-6862 FAX03-3847-2258
☐ 4Uショップ 加古川市加古川町篠原町183-1
 ☎079-456-2565 FAX079-456-2566

係 印



御請求書

STATIONERY&OA

フミヤ 株式会社

000-0000

加古川市議会 志政加古川 様

代表取締役 山本 至

本社営業部 〒675-0031 加古川市加古川町北在 2055 基地
TEL079-424-2485 FAX079-421-5188
支店 加古川市加古川町北在 2055 基地
TEL079-424-2484 FAX079-423-8234
スレフォレ 〒675-0031 加古川市加古川町北在 793-1
TEL079-451-1155 FAX079-451-1177
東京支店 〒111-0033 東京都台東区花川戸1-10-13 元式ビルディング
TEL03-5246-6862 FAX03-5947-2258
通信事業部 〒675-0065 加古川市加古川町篠原 183-1
TEL079-456-2565 FAX079-456-2566

品名	得意先コード	請求締切日	ページ
1		28. 7. 31	1

前月御請求	御入金	返品・その他	繰越	当月御買上	御請求額
0	0	0	0	8,845	8,845

35 10

品名	数量	単位	単価	金額	伝票金額	摘要
ハイクオリティペーパー HQ-500 A4	3	箱	1,850	5,550		
クリアホルダ100枚 D400J A4	2	袋	1,320	2,640		
松本様 消費税				655*	8,845	
当月御買上 消費税				8,190	655	